

(7月28日現在)

酒田市過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3年8月

酒 田 市



(このページは余白です)

目 次

第 1 基本的な事項

1	市の概況	1
(1)	地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	2
(2)	地域における過疎の状況	4
(3)	産業構造の変化等の社会経済的発展の方向	4
2	人口及び産業の推移と動向	
(1)	人口の推移と今後の見通し	5
(2)	産業構造	6
	【表】各地域の人口の推移、産業別人口の動向	
3	人口の将来推計	
(1)	第 2 期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略による将来人口推計 (第 2 期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略「第 1 部酒田市人口ビジョン」 より抜粋、転記)	23
(2)	各地域の将来推計人口	30
4	市行財政の状況	
(1)	市財政の状況	33
(2)	主要公共施設等の整備状況	34
	【表】市財政の状況、主要公共施設等の整備状況	
5	地域の持続的発展の基本方針	
(1)	地域の持続的発展の基本方針	36
(2)	各地域の地域づくりの方向性	37
6	地域の持続的発展のための基本目標	39
7	計画の達成状況の評価に関する事項	39
8	計画期間	39
9	公共施設等総合管理計画との整合	39

第 2 分野別事項

1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	43
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	45

2 産業の振興	
（1）現況と問題点	47
（2）その対策	51
（3）計画	52
（4）産業振興促進事項	54
（5）公共施設等総合管理計画との整合	54
3 地域における情報化	
（1）現況と問題点	55
（2）その対策	55
（3）計画	56
（4）公共施設等総合管理計画との整合	56
4 交通施設の整備、交通手段の確保	
（1）現況と問題点	57
（2）その対策	59
（3）計画	59
（4）公共施設等総合管理計画との整合	60
5 生活環境の整備	
（1）現況と問題点	61
（2）その対策	63
（3）計画	64
（4）公共施設等総合管理計画との整合	66
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
（1）現況と問題点	67
（2）その対策	67
（3）計画	68
（4）公共施設等総合管理計画との整合	69
7 医療の確保	
（1）現況と問題点	71
（2）その対策	71
（3）計画	71
（4）公共施設等総合管理計画との整合	72

8 教育の振興	
（１）現況と問題点	73
（２）その対策	74
（３）計画	75
（４）公共施設等総合管理計画との整合	77
9 集落の整備	
（１）現況と問題点	79
（２）その対策	81
（３）計画	81
（４）公共施設等総合管理計画との整合	84
10 地域文化の振興等	
（１）現況と問題点	85
（２）その対策	86
（３）計画	87
（４）公共施設等総合管理計画との整合	87
11 再生可能エネルギーの利用の促進	
（１）現況と問題点	89
（２）その対策	89
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
（１）現況と問題点	91
（２）その対策	91
（３）計画	91
（４）公共施設等総合管理計画との整合	92
13 過疎地域持続的発展特別事業に関する事項	
【表】事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業	93

(このページは余白です)

酒田市過疎地域持続的発展計画

第 1 基本的な事項

1 市の概況

本市は、山形県の北西部、最上川の河口に位置し、日本でも有数の穀倉地帯である庄内平野の中心に発達した港町である。面積は 602.97 km²、人口は 106,244 人（平成 27 年（2015 年）国勢調査）で、面積、人口ともに県内第三位である。

気候は、冬季には日本海を北流する対馬海流と厳しい北西風の影響により降水量が多い傾向にある一方、夏季には 40℃を超える最高気温を観測するなど高温となる。

市内は大きく 2 つの水系からなっており、市南部を流れる最上川の流域は比較的平坦で、河口に港町として市街地が発達し、支流の田沢川にできた田沢川ダムは市民の飲み水の供給源となっている。また、北部の日向川の流域は、急峻な地形となっているところが多い。

本市は、平成 17 年（2005 年）11 月 1 日に旧酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の 1 市 3 町が新設合併して誕生した。市役所は旧酒田市に置き、旧 3 町地域には総合支所を設置して、市民サービスの窓口を担っている。

交通面では、日本海東北自動車道が市を縦貫し、仙台、関東方面と結ばれているほか、基幹道路として、国道 7 号、47 号、112 号、344 号、345 号がある。また、鉄道は J R 羽越本線があり、市南端に庄内空港がある。

なお、本市における過疎地域は、合併前旧 4 市町の区域のうち、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の区域が指定されている。過疎地域の人口は、平成 27 年（2015 年）国勢調査における市人口のうち、16,436 人（八幡地域 5,903 人、松山地域 4,461 人、平田地域 6,072 人）と 15.5%に過ぎないが、面積においては 70.8%（八幡地域 204.76 km²、松山地域 42.92 km²、平田地域 179.22 km²）を占めている。



(1) 地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 八幡地域

八幡地域は、市北東部の地域で、北は飽海郡遊佐町及び秋田県由利本荘市に、東は最上郡真室川町に接し、総面積 204.76 km²、人口 5,903 人（平成 27 年（2015 年）国勢調査）である。庄内平野の東縁部から鳥海山中腹まで、標高は 20m から約 1,600m まで広がり、地形、気候など自然条件はさまざまな態様を示している。

出羽丘陵より発する荒瀬川と鳥海山を水源とする日向川の両河川沿いに集落が散在し、丘陵地帯には開拓集落が点在している。

気候は、日本海から多雨多湿の海洋性気候と鳥海山特有の山岳気候の影響を受けている。冬季は、西高東低の冬型の気圧配置になると風雪が強まり、平野部では庄内地方特有の地吹雪が起り山間部では多量の降雪がある。この降雪は、鳥海山の雪解け水などの豊かな水資源となっている。

旧藩時代には大泉藩に属し、荒瀬郷大島田組といわれていたが、明治に入ると行政区域が激しく変わり、明治 9 年（1876 年）に山形県に編入された。昭和 29 年（1954 年）10 月に旧一條村、観音寺村、大沢村及び日向村が合併し八幡町が誕生、平成 17 年（2005 年）11 月に旧酒田市、飽海郡松山町及び同郡平田町と新設合併し、酒田市八幡地域となった。現在は一條及び観音寺を中心とする 49 の地区から成り立っている。

交通面では、国道 344 号が東西に通り中心市街地と結び、平野東縁部を国道 345 号が南北に通り、平田地域及び松山地域と結んでいる。

農業については、稲作を中心に梨などの果樹、花きなどの複合経営が行われてきたが、中山間部においては河岸段丘の狭小な土地を有効に活用した農地が大半であり、全般に経営規模が零細な状況にある。工業については、昭和 50 年代以降に電子部品製造業や繊維工業などの工場の立地により、第一次産業から第二次産業へ、その後の生産拠点の海外移転などにより第二次産業から第三次産業への移行が進み、就業構造は大きく変化している。

イ 松山地域

松山地域は、市東部の最上川に沿った細長い形の地域で、面積 42.92 km²、人口 4,461 人（平成 27 年（2015 年）国勢調査）である。

気候は、日本海の影響を受け、多雨多湿の海洋性気候を示し、気温の変化は比較的少なく温暖である。冬季は北西の季節風が強く、庄内地方特有の地吹雪がしばしば起こる。また、南東部に位置する南部地区は、最上峡から吹き抜ける強い東風、通称「清川だし」が農作物や日常生活に大きな影響を及ぼしている。

中心地区である松嶺は 1600 年中頃までは中山村といい、陸奥国玉造郡柏山城主、佐藤伊勢守正信がここに館を築いて住まいしたと記録されている。その後、正保 4 年（1647 年）庄内藩主（鶴岡）酒井忠勝の三男である大学頭忠恒が知行 2 万石（飽海、田川、左沢）を分知され、寛文 2 年（1662 年）入部し、同

4年（1664年）松山と改称した。後の三代酒井石見守忠休が幕府の若年寄となり、安永8年（1779年）五千石（群馬県桐生地方）の加増と築城が許可されて以来、城下町として人々が移り住むようになった。

明治2年（1869年）に版籍奉還し、松山を松嶺に改称、明治4年（1871年）の廃藩置県により松嶺県、酒田県を経て山形県に統一された。昭和30年（1955年）1月、松嶺町、上郷村及び内郷村の1町2村が合併し松山町となり、平成17年（2005年）11月、旧酒田市、飽海郡八幡町及び同郡平田町と新設合併により、酒田市松山地域となった。現在は、松嶺を中心とする42の地区から成り立っている。

産業面では、農業については機械化の進展に伴い農家の兼業化が進み、農家経済に占める農業所得の割合は減少してきている。また、昭和47年（1972年）以降、旧酒田市、旧鶴岡市を中心とした庄内広域経済圏において企業の進出や建設事業などが増加したことにより、第一次産業から第二次産業へ、さらに平成に入ると経済動向の変化により、第二次産業から第三次産業への移行が進むなど、就業構造に大きな変化が生じてきている。

ウ 平田地域

平田地域は、市東部の地域で、東は出羽丘陵を背として最上郡と接し、南は松山地域及び最上川を隔てて庄内町に接している。南北を縦走する出羽丘陵地帯の山間部と庄内平野の一角を占める平野部からなる地域で、面積が179.22㎢、人口は6,072人（平成27年（2015年）国勢調査）である。

気候は海洋性気候で、西高東低の気圧配置になる冬季は、北西の季節風が吹き荒れ、海上で多量の水蒸気を含んだ冷気流が東縁部の山地を越す際に多量の降雪をもたらす。山間部では1m前後の根雪期間が約3か月にもなる。また、北西の季節風により庄内特有の地吹雪が発生する。4、5月頃は乾燥期であるが、6月以降の梅雨末期と、夏から秋にかけて台風が日本海沿いを通過する際は、強い風雨を伴うことから災害につながる恐れがある。

明治5年（1872年）の大小区制、明治8年（1875年）の制度改正によりそれぞれ区画に移動があり、明治11年（1878年）の郡制施行により飛鳥村、山谷村、田沢村の3村に、明治22年（1889年）町村制施行とともに南平田村、田沢村、北俣村の3村となった。昭和29年（1954年）8月、3村が合併して平田村が誕生し、昭和39年（1964年）8月に町制が施行され平田町となった。平成17年（2005年）11月に旧酒田市、飽海郡八幡町及び同郡松山町と新設合併し、酒田市平田地域となり、現在は、平野部14地区、中山間部25地区の計39の地区から成り立っている。

幹線道路は国道345号が南平田地区を南北に通じ、主要地方道酒田松山線の改良により中心市街地とのアクセスが改善された。また、JR砂越駅があり、JR羽越本線により酒田駅に通じている。

農業は、水稻を基幹産業とする土地利用型農業であるが、米価の低迷などに

より農業所得が大幅に低下し、農業経営は一段と厳しい状況にある。工業については、食品製造会社が多いという特色はあるが、第一次産業が年々減少するとともに、平成12年（2010年）以降は第二次産業から第三次産業への移行が進むなど、就業構造は大きく変化している。

（2）地域における過疎の状況

八幡、松山及び平田地域の人口は、都市部への人口流出がいったん落ち着いたとされる昭和50年（1975年）以降も減少に歯止めがかからず、昭和50年（1975年）から平成27年（2015年）までの40年間に、八幡地域29.4%、松山地域31.6%、平田地域24.2%の減少となっている。

また、平成22年（2010年）と平成27年（2015年）の年齢別人口を比較すると、年少人口（0歳～14歳）が八幡地域20.1%、松山地域28.7%、平田地域12.0%、生産年齢人口（15～64歳）が八幡地域14.4%、松山地域14.2%、平田地域13.2%、それぞれ急激に減少する一方で、老年人口（65歳以上）は八幡地域2.7%、松山地域5.0%、平田地域6.1%、それぞれ増加しており、少子高齢化が一層進行している。

昭和45年（1970年）に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、八幡、松山及び平田地域においては、住み良い地域づくりを進めるため、道路や橋りょうの建設、学校や公民館、体育施設、保育所、医療施設、観光施設、さらに土地改良事業、農林道整備事業など基礎的条件整備に取り組み、着実な成果をあげてきた。

しかし、いまだに人口減少、少子高齢化の傾向に歯止めがかからないことから、地域全体の活力が失われつつあり、市民生活や集落機能を維持していくための、多くの課題が顕在化してきている。市民が安心して安全に生活できる福祉の向上や社会資本整備、地域資源を活用した産業振興と担い手育成、交流及び定住人口の拡大による集落の活力向上などに向けた施策を展開し、住む人が心豊かに暮らし続けられる地域づくりを進める必要がある。

（3）産業構造の変化等の社会経済的発展の方向

八幡、松山及び平田の三地域では、農林業を中心に営まれていた産業構造が、昭和50年代に入り第一次産業から第二次産業へ移行し、平成に入ってから、長引く景気低迷による工場閉鎖、規模縮小等から、第二次産業の就業人口は第三次産業に移行している。市街地など地域外への就業者はこれまで同様増加しており、今後もこの傾向は続くと想定される。

産業構造の変化や市街地や都市部との交通の利便性の向上は、生活様式の変化、住民の暮らしのニーズに対する変化をもたらした。近年は、暮らしのゆとりを求める傾向も高まっており、利便性のみならず心の豊かさと調和のとれた生活環境の整備が望まれている。また、森林や農用地の持つ多面的機能が都市住民にも見直されてきていることから、豊かな自然、農産物、伝統技術、歴史文化といった、それぞれの地域の

資源を生かした交流の促進につなげる必要がある。里山が持つ「癒し」や「ゆとり」といった魅力ある情報を市街地や都市部に対して発信し、積極的に交流人口、関係人口及び定住人口の拡大を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

八幡、松山及び平田地域の人口は、昭和 50 年（1975 年）以降も減少に歯止めがかからず、若年者比率の急激な落ち込みの一方で高齢者比率が伸長しており、少子高齢化の傾向が一層強まっている。

これは、若年層の流出と出生率の低下の影響が大きいことから、今後もこの傾向が続くと見込まれる。各地域の状況は以下のとおり。

ア 八幡地域

八幡地域の人口は、昭和 35 年（1960 年）10,950 人に対し、昭和 40 年（1965 年）以降は減少傾向が続いており、昭和 50 年（1975 年）の人口（8,356 人）と比較すると、平成 27 年（2015 年）における人口は 29.4%の減少となっている。

人口の増減を見ると、昭和 50 年（1975 年）から昭和 55 年（1980 年）までの 5 年間では 1.4%増えているが、昭和 60 年（1985 年）から平成 7 年（1995 年）の 10 年間では 4.4%、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間で 10.5%、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間で 9.4%といずれも減少しており、直近の住民基本台帳の人口でも、平成 27 年（2015 年）6,174 人から令和 2 年（2020 年）5,458 人と 5 年間で 11.6%の減少となっており、人口減少には歯止めがかかっていない。

また、0 歳から 14 歳の年少人口が大幅に減少し、平成 27 年（2015 年）で 15 歳から 29 歳の若年者比率は 10%台に落ち込んでいる一方で、高齢者比率は 37.4%に達している。

イ 松山地域

松山地域の人口は、昭和 35 年（1960 年）の 8,205 人に対し、昭和 40 年（1965 年）以降は年々減少している。昭和 50 年（1975 年）の人口（6,524 人）と比較すると、平成 27 年（2015 年）における人口は 31.6%の減少となっている。

減少率を見ると、昭和 50 年（1975 年）から昭和 60 年（1985 年）までの 10 年間では 5.7%、昭和 60 年（1985 年）から平成 7 年（1995 年）の 10 年間では 4.7%であるのに対し、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間では 9.6%、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）までの 10 年間では 15.9%と、減少が加速している。直近の住民基本台帳を見ても平成 27 年（2015 年）4,541 人から令和 2 年（2020 年）4,031 人と 10 年間で 11.2%の減少となっており、人口減少には歯止めがかかっていない。

また、0 歳から 14 歳の年少人口が大幅に減少し、平成 27 年（2015 年）で 15

歳から 29 歳の若年者比率が 9.1%まで落ち込んだ一方で、高齢者比率は 40%を超えている。

ウ 平田地域

平田地域の人口は、昭和 35 年（1960 年）10,403 人に対し、昭和 50 年（1975 年）から昭和 55 年（1980 年）の 5 年間に一旦増加に転じたものの、昭和 60 年（1985 年）以降減少が続いている。昭和 50 年（1975 年）の人口（8,011 人）と比較すると、平成 27 年（2015 年）における人口は 24.2%の減少となっている。

減少率を見ると、昭和 50 年（1975 年）から昭和 60 年（1985 年）までの 10 年間はわずかに増加したものの、昭和 60 年（1985 年）から平成 7 年（1995 年）の 10 年間では 5.9%、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間では 8.2%、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間では 12.4%減少している。直近の住民基本台帳を見ても、平成 27 年（2015 年）6,302 人から令和 2 年（2020 年）5,775 人と 10 年間で 8.4%減少している。

また、0 歳から 14 歳の年少人口の大幅な減少とともに、15 歳から 29 歳の若年者比率が 10%以下に落ち込んでいる一方で、高齢者比率は 34.5%と高くなるなど、高齢化の進行は大きな課題となっている。

（2）産業構造

八幡、松山及び平田の三地域では、農林業を中心に営まれていた産業構造が、昭和 50 年代に入り第一次産業から第二次産業へ移行し、平成に入ってから、長引く景気低迷による工場閉鎖、規模縮小等から、第二次産業の就業人口は第三次産業に移行している。市街地など地域外への就業者はこれまで同様増加しており、今後もこの傾向は続くと想定される。各地域の状況は以下のとおり。

ア 八幡地域

第一次産業は昭和 35 年（1960 年）では約 3,400 人の就業者数、就業人口比率 64.3%であったが、その後大きく減少し、平成に入ってから、食生活など生活様式の変化による米価低迷と下落によりさらに減少した。その結果、平成 27 年（2015 年）では第一次産業就業者が約 390 人と、就業人口比率では 13.1%まで低下している。

第二次産業は、昭和 35 年で（1960 年）は製材業など地場産業を中心に約 800 人の就業者数だったが、電子部品製造業や繊維工業の立地が進み、平成 2 年（1990 年）には約 1,800 人、就業人口比率も 40.4%まで増加した。しかし、その後の生産拠点の海外移転等により、平成 27 年（2015 年）には就業者数が約 823 人、就業人口比率で 27.7%まで低下している。

第三次産業は、昭和 35 年（1960 年）では就業者数約 1,100 人、就業人口比率では 20.5%であったが、サービス業や観光産業の増加により平成 27 年（2015 年）には就業者数約 1,760 人、就業人口比率で 59.2%と拡大している。

今後は、第一次産業に関しては、農業法人や認定農業者など農業の担い手の集積が進むことが想定される。また、第二次産業に関しては、現在でも「鳥海山氷河水」の販売や、「鳥海高原ヨーグルト」「おかゆの缶詰」などの六次産業化が進められているところであり、これまで以上に取り組みを推進していく必要がある。第三次産業に関しては、鳥海山や自然資源を活用した観光産業の育成に努めており、就業人口については今後も増加するものと予測される。

イ 松山地域

第一次産業就業比率は、昭和 55 年（1980 年）に 24.8%、平成 2 年（1990 年）17.2%、平成 12 年（2000 年）11.7%と減少してきたが、平成 17 年（2005 年）には 13.7%と増加に転じたものの、平成 22 年（2010 年）には 12.2%と再び減少し、平成 27 年（2015 年）も 12.3%とほぼ横ばいである。

建設業及び製造業を中心とする第二次産業就業比率は、昭和 55 年（1980 年）41.5%、平成 2 年（1990 年）44.0%、平成 12 年（2000 年）41.2%と横ばいで推移してきたが、平成 22 年（2010 年）に 27.8%に減少し、平成 27 年（2015 年）は 30.5%と相対的に割合が上がった。また、卸売、小売業とサービス業を中心とする第三次産業就業比率は、昭和 55 年（1980 年）33.7%から平成 22 年（2010 年）60.0%と年々高まっていたが、平成 27 年（2015 年）は 57.2%と多少割合を下げた。地域内で最も高い就業割合となっている。

企業の進出や建設事業の増加による就業の場が拡大されたことにより、第一次産業のほとんどを占める農業従事者が減少し、第一次産業から第二次産業へ移行したものである。しかし、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけては、それぞれの産業就業比率はほぼ横ばいであり、今後の傾向を注視する必要がある。

ウ 平田地域

産業別の就業人口比率を見ると、第一次産業の就業人口比率が、昭和 50 年（1975 年）の 43.4%から平成 27 年（2015 年）の 13.1%と減少傾向が著しい。第二次産業就業比率は、軽工業等の誘致に取り組んだ結果、平成 7 年（1995 年）の 41.2%までは増加していたが、平成 27 年（2015 年）28.6%と、近年は割合が低下してきている。第三次産業就業比率は、昭和 55 年（1980 年）33.8%、平成 2 年（1990 年）37.4%、平成 12 年（2000 年）46.9%、平成 27 年（2015 年）58.3%と年々高まっており、地域内で最も高い就業割合となっている。

しかし、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけては、それぞれの産業就業比率はほぼ横ばいであり、今後の傾向を注視する必要がある。

■ 区域（八幡）の個別表

表1-1(1) 八幡地域の人口推移（国勢調査）

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	10,950	—	9,780	△10.7	8,878	△9.2	8,356	△5.9
0歳～14歳	3,794	—	2,791	△26.4	2,010	△28.0	1,662	△17.3
15歳～64歳	6,507	—	6,280	△3.5	6,023	△4.1	5,748	△4.6
内15歳～29歳(a)	2,341	—	2,058	△12.1	1,944	△5.5	1,721	△11.5
65歳以上(b)	649	—	709	9.2	845	19.2	946	12.0
(a)/総数 若年者比率	21.4%	—	21.0%	—	21.9%	—	20.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.9%	—	7.2%	—	9.5%	—	11.3%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	8,473	1.4	8,260	△2.5	8,226	△0.4	7,896	△4.0
0歳～14歳	1,646	△1.0	1,568	△4.7	1,508	△3.8	1,295	△14.1
15歳～64歳	5,650	△1.7	5,358	△5.2	5,124	△4.4	4,727	△7.7
内15歳～29歳(a)	1,593	△7.4	1,283	△19.5	1,158	△9.7	1,126	△2.8
65歳以上(b)	1,177	24.4	1,334	13.3	1,594	19.5	1,874	17.6
(a)/総数 若年者比率	18.8%	—	15.5%	—	14.1%	—	14.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.9%	—	16.2%	—	19.4%	—	23.7%	—

区 分	平成12(2020)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	7,395	△6.3	7,067	△4.4	6,519	△7.8	5,903	△9.4
0歳～14歳	1,099	△15.1	916	△16.7	768	△16.2	614	△20.1
15歳～64歳	4,261	△9.9	3,997	△6.2	3,603	△9.9	3,084	△14.4
内15歳～29歳(a)	1,007	△10.6	944	△6.3	730	△22.7	601	△17.7
65歳以上(b)	2,035	8.6	2,154	5.8	2,148	△0.3	2,205	2.7
(a)/総数 若年者比率	13.6%	—	13.4%	—	11.2%	—	10.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	27.5%	—	30.5%	—	32.9%	—	37.4%	—

表 1 - 1 (2) 八幡地域の人口推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	7,610	—	—	7,237	—	△4.9	6,686	—	△7.6
男	3,623	47.6	—	3,456	47.8	0.3	3,184	47.6	△7.9
女	3,987	52.4	—	3,781	52.2	△0.3	3,502	52.4	△7.4

区 分	平成26(2014)年3月31日			平成27(2015)年3月31日			平成28(2016)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	6,290	—	△5.9	6,174	—	△1.8	6,078	—	△1.6
男 (外国人住民含む)	2,939	46.7	△7.7	2,889	46.8	△1.7	2,853	46.9	△1.2
女 (外国人住民含む)	3,351	53.3	△4.3	3,285	53.2	△2.0	3,225	53.1	△1.8

区 分	平成29(2017)年3月31日			平成30(2018)年3月31日			平成31(2019)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	5,887	—	△3.1	5,759	—	△2.2	5,620	—	△2.4
男 (外国人住民含む)	2,786	47.3	△2.3	2,721	47.2	△2.3	2,662	47.4	△2.2
女 (外国人住民含む)	3,101	52.7	△3.8	3,038	52.8	△2.0	2,958	52.6	△2.6

区 分	令和2(2020)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	5,458	—	△2.9
男 (外国人住民含む)	2,584	47.3	△2.9
女 (外国人住民含む)	2,874	52.7	△2.8

表 1 - 1 (3) 八幡地域の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,297人		4,748人	△10.4%	4,793人	0.9%	4,450人	△7.2%
第一次産業 就業人口比率	64.3%		56.5%	—	47.9%	—	36.9%	—
第二次産業 就業人口比率	15.3%		19.6%	—	23.4%	—	30.8%	—
第三次産業 就業人口比率	20.5%		23.9%	—	28.8%	—	32.3%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,405人	△1.0%	4,355人	△1.1%	4,359人	0.1%	4,138人	△5.1%
第一次産業 就業人口比率	22.0%	—	25.2%	—	19.8%	—	14.8%	—
第二次産業 就業人口比率	39.0%	—	36.7%	—	40.4%	—	40.2%	—
第三次産業 就業人口比率	39.0%	—	38.1%	—	39.8%	—	45.0%	—

区 分	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,771人	△8.9%	3,548人	△5.9%	3,036人	△14.4%	2,973人	△2.1%
第一次産業 就業人口比率	14.2%	—	15.0%	—	12.5%	—	13.1%	—
第二次産業 就業人口比率	37.3%	—	30.8%	—	30.0%	—	27.7%	—
第三次産業 就業人口比率	48.5%	—	54.2%	—	57.5%	—	59.2%	—

■ 区域（松山）の個別表

表 1 - 2 (1) 松山地域の人口推移（国勢調査）

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	8,205	—	7,723	△5.9	6,828	△11.6	6,524	△4.5
0歳～14歳	2,675	—	2,182	△18.4	1,630	△25.3	1,410	△13.5
15歳～64歳	4,989	—	4,959	△0.6	4,553	△8.2	4,337	△4.7
内15歳～29歳(a)	1,824	—	1,676	△8.1	1,437	△14.3	1,331	△7.4
65歳以上(b)	541	—	582	7.6	645	10.8	777	20.5
(a)/総数 若年者比率	22.2%	—	21.7%	—	21.0%	—	20.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.6%	—	7.5%	—	9.4%	—	11.9%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	6,395	△2.0	6,151	△3.8	5,999	△2.5	5,863	△2.3
0歳～14歳	1,226	△13.0	1,162	△5.2	1,035	△10.9	949	△8.3
15歳～64歳	4,299	△0.9	4,049	△5.8	3,844	△5.1	3,562	△7.3
内15歳～29歳(a)	1,233	△7.4	982	△20.4	893	△9.1	837	△6.3
65歳以上(b)	870	12.0	940	8.0	1,120	19.1	1,352	20.7
(a)/総数 若年者比率	19.3%	—	16.0%	—	14.9%	—	14.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.6%	—	15.3%	—	18.7%	—	23.1%	—

区 分	平成12(2020)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,676	△3.2	5,302	△6.6	4,901	△7.6	4,461	△9.0
0歳～14歳	804	△15.3	664	△17.4	533	△19.7	380	△28.7
15歳～64歳	3,268	△8.3	2,935	△10.2	2,642	△10.0	2,268	△14.2
内15歳～29歳(a)	758	△9.4	645	△14.9	485	△24.8	404	△16.7
65歳以上(b)	1,604	18.6	1,703	6.2	1,726	1.4	1,813	5.0
(a)/総数 若年者比率	13.4%	—	12.2%	—	9.9%	—	9.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	28.3%	—	32.1%	—	35.2%	—	40.6%	—

表 1 - 2 (2) 松山地域の人口推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	5,775	—	—	5,403	—	△6.4	5,007	—	△7.3
男	2,763	47.8	—	2,562	47.4	△0.9	2,363	47.2	△7.8
女	3,012	52.2	—	2,841	52.6	0.8	2,644	52.8	△6.9

区 分	平成26(2014)年3月31日			平成27(2015)年3月31日			平成28(2016)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	4,658	—	△7.0	4,541	—	△2.5	4,446	—	△2.1
男 (外国人住民含む)	2,222	47.7	△6.0	2,161	47.6	△2.7	2,109	47.4	△2.4
女 (外国人住民含む)	2,436	52.3	△7.9	2,380	52.4	△2.3	2,337	52.6	△1.8

区 分	平成29(2017)年3月31日			平成30(2018)年3月31日			平成31(2019)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	4,351	—	△2.1	4,267	—	△1.9	4,138	—	△3.0
男 (外国人住民含む)	2,051	47.1	△2.8	2,013	47.2	△1.9	1,967	47.5	△2.3
女 (外国人住民含む)	2,300	52.9	△1.6	2,254	52.8	△2.0	2,171	52.5	△3.7

区 分	令和2(2020)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	4,031	—	△2.6
男 (外国人住民含む)	1,908	47.3	△3.0
女 (外国人住民含む)	2,123	52.7	△2.2

表 1 - 2 (3) 松山地域の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,078人		3,808人	△6.6%	3,600人	△5.5%	3,434人	△4.6%
第一次産業 就業人口比率	54.4%		48.1%	—	46.2%	—	33.1%	—
第二次産業 就業人口比率	22.4%		28.5%	—	27.8%	—	34.9%	—
第三次産業 就業人口比率	23.2%		23.4%	—	26.0%	—	32.0%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,442人	0.2%	3,308人	△3.9%	3,224人	△2.5%	3,117人	△3.3%
第一次産業 就業人口比率	24.8%	—	22.1%	—	17.1%	—	12.7%	—
第二次産業 就業人口比率	41.5%	—	42.5%	—	44.0%	—	44.3%	—
第三次産業 就業人口比率	33.7%	—	35.4%	—	38.9%	—	43.0%	—

区 分	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,798人	△10.2%	2,555人	△8.7%	2,250人	△11.9%	2,068人	△8.1%
第一次産業 就業人口比率	11.7%	—	13.7%	—	12.2%	—	12.3%	—
第二次産業 就業人口比率	41.2%	—	34.9%	—	27.8%	—	30.5%	—
第三次産業 就業人口比率	47.1%	—	51.4%	—	60.0%	—	57.2%	—

■ 区域（平田）の個別表

表1-3(1) 平田地域の人口推移（国勢調査）

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	10,403	—	9,334	△10.3	8,434	△9.6	8,011	△5.0
0歳～14歳	3,485	—	2,632	△24.5	1,822	△30.8	1,544	△15.3
15歳～64歳	6,314	—	5,973	△5.4	5,774	△3.3	5,530	△4.2
内15歳～29歳(a)	2,249	—	1,908	△15.2	1,886	△1.2	1,718	△8.9
65歳以上(b)	604	—	729	20.7	838	15.0	937	11.8
(a)/総数 若年者比率	21.6%	—	20.4%	—	22.4%	—	21.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.8%	—	7.8%	—	9.9%	—	11.7%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	8,154	1.8	8,020	△1.6	7,814	△2.6	7,547	△3.4
0歳～14歳	1,556	0.8	1,571	1.0	1,437	△8.5	1,240	△13.7
15歳～64歳	5,530	0.0	5,182	△6.3	4,899	△5.5	4,518	△7.8
内15歳～29歳(a)	1,601	△6.8	1,164	△27.3	1,043	△10.4	1,004	△3.7
65歳以上(b)	1,068	14.0	1,267	18.6	1,478	16.7	1,789	21.0
(a)/総数 若年者比率	19.6%	—	14.5%	—	13.3%	—	13.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.1%	—	15.8%	—	18.9%	—	23.7%	—

区 分	平成12(2020)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	7,232	△4.2	6,930	△4.2	6,544	△5.6	6,072	△7.2
0歳～14歳	1,034	△16.6	907	△12.3	805	△11.2	708	△12.0
15歳～64歳	4,239	△6.2	4,018	△5.2	3,768	△6.2	3,272	△13.2
内15歳～29歳(a)	998	△0.6	907	△9.1	743	△18.1	595	△19.9
65歳以上(b)	1,959	9.5	2,005	2.3	1,971	△1.7	2,092	6.1
(a)/総数 若年者比率	13.8%	—	13.1%	—	11.4%	—	9.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	27.1%	—	28.9%	—	30.1%	—	34.5%	—

表 1 - 3 (2) 平田地域の人口推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	7,387	—	—	7,174	—	△2.9	6,827	—	△4.8
男	3,549	48.0	—	3,456	48.2	0.3	3,272	47.9	△5.3
女	3,838	52.0	—	3,718	51.8	△0.3	3,555	52.1	△4.4

区 分	平成26(2014)年3月31日			平成27(2015)年3月31日			平成28(2016)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	6,425	—	△5.9	6,302	—	△1.9	6,242	—	△1.0
男 (外国人住民含む)	3,087	48.0	△5.7	3,010	47.8	△2.5	2,987	47.9	△0.8
女 (外国人住民含む)	3,338	52.0	△6.1	3,292	52.2	△1.4	3,255	52.1	△1.1

区 分	平成29(2017)年3月31日			平成30(2018)年3月31日			平成31(2019)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	6,170	—	△1.2	6,051	—	△1.9	5,914	—	△2.3
男 (外国人住民含む)	2,959	48.0	△0.9	2,892	47.8	△2.3	2,829	47.8	△2.2
女 (外国人住民含む)	3,211	52.0	△1.4	3,159	52.2	△1.6	3,085	52.2	△2.3

区 分	令和2(2020)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	5,775	—	△2.4
男 (外国人住民含む)	2,768	47.9	△2.2
女 (外国人住民含む)	3,007	52.1	△2.5

表 1 - 3 (3) 平田地域の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,147人		4,593人	△10.8%	4,462人	△2.9%	4,251人	△4.7%
第一次産業 就業人口比率	70.0%		65.1%	—	57.2%	—	43.4%	—
第二次産業 就業人口比率	11.6%		15.2%	—	19.5%	—	28.1%	—
第三次産業 就業人口比率	18.4%		19.7%	—	23.3%	—	28.5%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,429人	4.2%	4,241人	△4.2%	4,182人	△1.4%	3,936人	△5.9%
第一次産業 就業人口比率	32.8%	—	28.1%	—	23.0%	—	16.9%	—
第二次産業 就業人口比率	33.4%	—	37.2%	—	39.6%	—	41.2%	—
第三次産業 就業人口比率	33.8%	—	34.7%	—	37.4%	—	42.0%	—

区 分	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,719人	△5.5%	3,514人	△5.5%	3,261人	△7.2%	3,047人	△6.6%
第一次産業 就業人口比率	13.9%	—	14.4%	—	13.4%	—	13.1%	—
第二次産業 就業人口比率	39.2%	—	33.0%	—	28.0%	—	28.6%	—
第三次産業 就業人口比率	46.9%	—	52.6%	—	58.4%	—	58.3%	—

■ 区域（八幡、松山及び平田）の合算表

表1-4(1) 八幡、松山及び平田地域の人口推移（国勢調査）

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	29,558	—	26,837	△9.2	24,140	△10.0	22,891	△5.2
0歳～14歳	9,954	—	7,605	△23.6	5,462	△28.2	4,616	△15.5
15歳～64歳	17,810	—	17,212	△3.4	16,350	△5.0	15,615	△4.5
内15歳～29歳(a)	6,414	—	5,642	△12.0	5,267	△6.6	4,770	△9.4
65歳以上(b)	1,794	—	2,020	12.6	2,328	15.2	2,660	14.3
(a)/総数 若年者比率	21.7%	—	21.0%	—	21.8%	—	20.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.1%	—	7.5%	—	9.6%	—	11.6%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	23,022	0.6	22,431	△2.6	22,039	△1.7	21,306	△3.3
0歳～14歳	4,428	△4.1	4,301	△2.9	3,980	△7.5	3,484	△12.5
15歳～64歳	15,479	△0.9	14,589	△5.7	13,867	△4.9	12,807	△7.6
内15歳～29歳(a)	4,427	△7.2	3,429	△22.5	3,094	△9.8	2,967	△4.1
65歳以上(b)	3,115	17.1	3,541	13.7	4,192	18.4	5,015	19.6
(a)/総数 若年者比率	19.2%	—	15.3%	—	14.0%	—	13.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.5%	—	15.8%	—	19.0%	—	23.5%	—

区 分	平成12(2020)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	20,303	△4.7	19,299	△4.9	17,964	△6.9	16,436	△8.5
0歳～14歳	2,937	△15.7	2,487	△15.3	2,106	△15.3	1,702	△19.2
15歳～64歳	11,768	△8.1	10,950	△7.0	10,013	△8.6	8,624	△13.9
内15歳～29歳(a)	2,763	△6.9	2,496	△9.7	1,958	△21.6	1,600	△18.3
65歳以上(b)	5,598	11.6	5,862	4.7	5,845	△0.3	6,110	4.5
(a)/総数 若年者比率	13.6%	—	12.9%	—	10.9%	—	9.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	27.6%	—	30.4%	—	32.5%	—	37.2%	—

表 1 - 4 (2) 八幡、松山及び平田地域の人口推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	20,772	—	—	19,814	—	△4.6	18,520	—	△6.5
男	9,935	47.8	—	9,474	47.8	△0.0	8,819	47.6	△6.9
女	10,837	52.2	—	10,340	52.2	0.0	9,701	52.4	△6.2

区 分	平成26(2014)年3月31日			平成27(2015)年3月31日			平成28(2016)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	17,373	—	△6.2	17,017	—	△2.0	16,766	—	△1.5
男 (外国人住民含む)	8,248	47.5	△6.5	8,060	47.4	△2.3	7,949	47.4	△1.4
女 (外国人住民含む)	9,125	52.5	△5.9	8,957	52.6	△1.8	8,817	52.6	△1.6

区 分	平成29(2017)年3月31日			平成30(2018)年3月31日			平成31(2019)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	16,408	—	△2.1	16,077	—	△2.0	15,672	—	△2.5
男 (外国人住民含む)	7,796	47.5	△1.9	7,626	47.4	△2.2	7,458	47.6	△2.2
女 (外国人住民含む)	8,612	52.5	△2.3	8,451	52.6	△1.9	8,214	52.4	△2.8

区 分	令和2(2020)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	15,264	—	△2.6
男 (外国人住民含む)	7,260	47.6	△2.7
女 (外国人住民含む)	8,004	52.4	△2.6

表 1 - 4 (3) 八幡、松山及び平田地域の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	14,522人		13,139人	9.5%	12,855人	△2.2%	12,135人	△5.6%
第一次産業 就業人口比率	63.5%		57.1%	—	50.6%	—	38.1%	—
第二次産業 就業人口比率	16.0%		20.7%	—	23.2%	—	31.0%	—
第三次産業 就業人口比率	20.5%		22.2%	—	26.1%	—	30.9%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	12,276人	1.2%	11,904人	△3.0%	11,765人	△1.2%	11,191人	△4.9%
第一次産業 就業人口比率	26.7%	—	25.4%	—	20.2%	—	14.9%	—
第二次産業 就業人口比率	37.7%	—	38.5%	—	41.1%	—	41.7%	—
第三次産業 就業人口比率	35.6%	—	36.1%	—	38.7%	—	43.3%	—

区 分	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,288人	△8.1%	9,617人	△6.5%	8,547人	△11.1%	8,088人	△5.4%
第一次産業 就業人口比率	13.4%	—	14.4%	—	12.7%	—	12.9%	—
第二次産業 就業人口比率	39.0%	—	32.7%	—	28.7%	—	28.8%	—
第三次産業 就業人口比率	47.6%	—	52.9%	—	58.5%	—	58.3%	—

■ 市全域の合算表

表1-5(1) 酒田市の人口推移(国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	127,229	—	122,819	△3.5	120,212	△2.1	120,614	0.3
0歳～14歳	40,256	—	33,276	△17.3	28,192	△15.3	27,087	△3.9
15歳～64歳	80,011	—	81,526	1.9	82,473	1.2	82,183	△0.4
内15歳～29歳(a)	30,902	—	28,657	△7.3	27,529	△3.9	25,194	△8.5
65歳以上(b)	6962	—	8017	15.2	9547	19.1	11344	18.8
(a)/総数 若年者比率	24.3%	—	23.3%	—	22.9%	—	20.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.5%	—	6.5%	—	7.9%	—	9.4%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	125,622	4.2	123,823	△1.4	122,850	△0.8	122,536	△0.3
0歳～14歳	27,237	0.6	25,502	△6.4	22,676	△11.1	20,122	△11.3
15歳～64歳	84,632	3.0	82,207	△2.9	80,691	△1.8	78,344	△2.9
内15歳～29歳(a)	23,573	△6.4	20,013	△15.1	19,200	△4.1	19,213	0.1
65歳以上(b)	13,753	21.2	16,114	17.2	19,483	20.9	24,070	23.5
(a)/総数 若年者比率	18.8%	—	16.2%	—	15.6%	—	15.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	10.9%	—	13.0%	—	15.9%	—	19.6%	—

区 分	平成12(2020)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	121,614	△0.8	117,577	△3.3	111,151	△5.5	106,244	△4.4
0歳～14歳	18,087	△10.1	16058	△11.2	14123	△12.1	12168	△13.8
15歳～64歳	75,536	△3.6	71,028	△6.0	65,190	△8.2	59,168	△9.2
内15歳～29歳(a)	18,638	△3.0	16259	△12.8	13080	△19.6	11776	△10.0
65歳以上(b)	27,991	16.3	30,491	8.9	31,835	4.4	34,959	9.8
(a)/総数 若年者比率	15.3%	—	13.8%	—	11.8%	—	11.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	23.0%	—	25.9%	—	28.6%	—	32.9%	—

表 1 - 5 (2) 酒田市の人口推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数	121,982	—	—	118,677	—	△2.7	112,944	—	△4.8
男	58,600	48.0	—	56,813	47.9	△0.3	53,685	47.5	△5.5
女	63,382	52.0	—	61,864	52.1	0.3	59,259	52.5	△4.2

区 分	平成26(2014)年3月31日			平成27(2015)年3月31日			平成28(2016)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	108,705	—	△3.8	107,371	—	△1.2	106,195	—	△1.1
男 (外国人住民含む)	51,471	47.3	△4.1	50,872	47.4	△1.2	50,365	47.4	△1.0
女 (外国人住民含む)	57,234	52.7	△3.4	56,499	52.6	△1.3	55,830	52.6	△1.2

区 分	平成29(2017)年3月31日			平成30(2018)年3月31日			平成31(2019)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	105,045	—	△1.1	103,619	—	△1.4	102,105	—	△1.5
男 (外国人住民含む)	49,871	47.5	△1.0	49,216	47.5	△1.3	48,616	47.6	△1.2
女 (外国人住民含む)	55,174	52.5	△1.2	54,403	52.5	△1.4	53,417	52.3	△1.8

区 分	令和2(2020)年3月31日		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総 数 (外国人住民含む)	100,745	—	△1.3
男 (外国人住民含む)	47,980	47.6	△1.3
女 (外国人住民含む)	52,765	52.4	△1.2

表 1 - 5 (3) 酒田市の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	59,529人		58,720人	△1.4%	63,069人	7.4%	61,489人	△2.5%
第一次産業 就業人口比率	44.3%		36.3%	—	30.5%	—	23.7%	—
第二次産業 就業人口比率	19.5%		23.0%	—	23.8%	—	26.7%	—
第三次産業 就業人口比率	36.2%		40.7%	—	28.8%	—	49.5%	—

区 分	昭和55(1980)年		昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	64,468人	4.8%	63,260人	△1.9%	63,788人	0.8%	64,291人	0.8%
第一次産業 就業人口比率	19.3%	—	17.3%	—	13.8%	—	10.8%	—
第二次産業 就業人口比率	24.3%	—	30.3%	—	33.5%	—	33.1%	—
第三次産業 就業人口比率	56.4%	—	52.3%	—	52.7%	—	56.0%	—

区 分	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	62,588人	△2.6%	58,304人	△6.8%	53,269人	△8.6%	52,964人	△0.6%
第一次産業 就業人口比率	9.4%	—	9.9%	—	8.3%	—	8.4%	—
第二次産業 就業人口比率	33.0%	—	27.2%	—	25.3%	—	25.9%	—
第三次産業 就業人口比率	57.6%	—	62.9%	—	63.2%	—	65.7%	—

3 人口の将来推計

- (1) 第2期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略による将来人口推計
(第2期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略「第1部酒田市人口ビジョン」
より抜粋、転記) ※P23~29

Ⅲ 人口の現状分析

1. 総人口の推移と将来推計

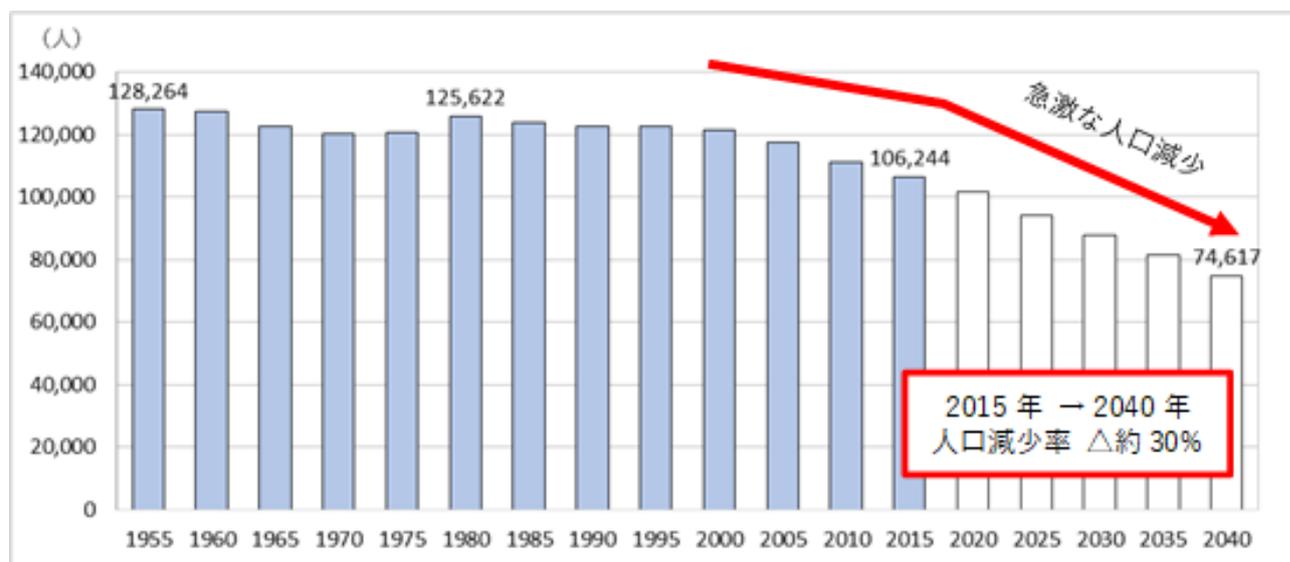
(1) 総人口の将来推計

酒田市の人口^{※1}は、1955年(昭和30年)の128,264人をピークに減少し、1980年(昭和55年)に125,622人まで増加したものの、その後は減少の一途をたどっています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)推計準拠では、2040年(令和22年)には74,617人となり、2015年(平成27年)の106,244人に比べると約30%の減少となっています。全国、山形県、庄内地域及び県内主要4市と比較では、県平均の25.8%を下回り、県内主要5市(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市)の中では第3位にあります。

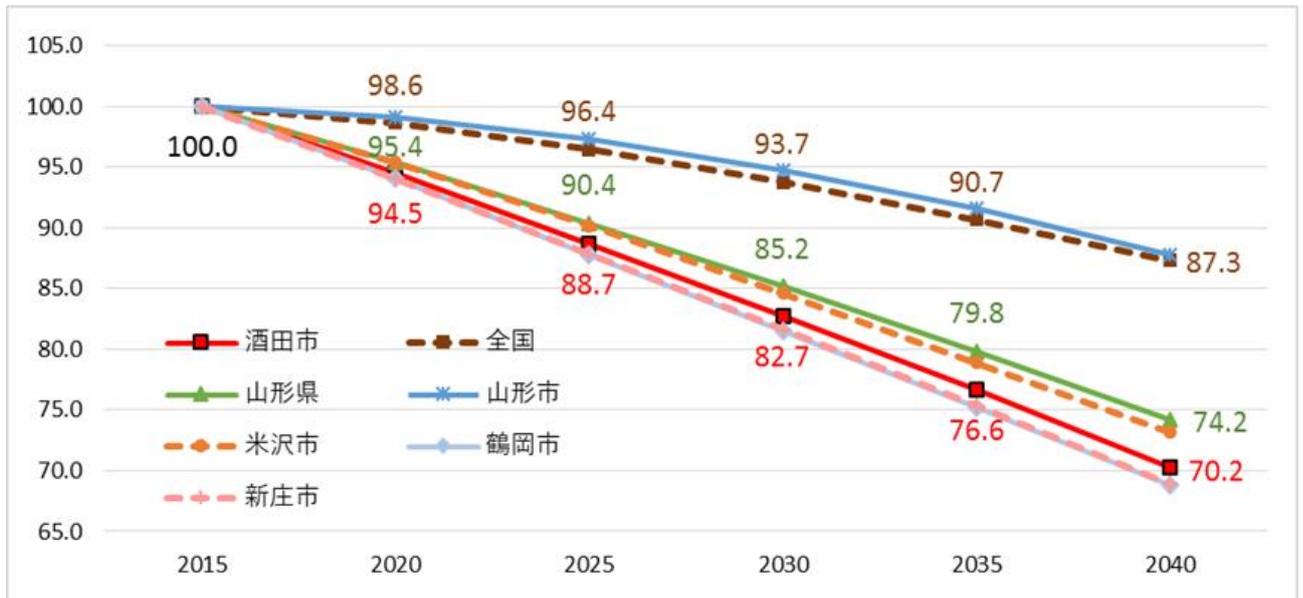
※1 酒田市の人口：2005年(平成17年)の市町合併以前の人口は、旧一市三町を合算(以下同じ)

◆図表 01 酒田市の総人口の推移



出典：「国勢調査」(総務省)、2020年(令和2年)以降は社人研推計準拠

❖図表 02 県内他地域との将来推計人口比較（2015年（平成27年）を100とした場合）



出典：「国勢調査」（総務省）、「日本の地域別将来推計人口」（2019年3月、社人研）

（ 中 略 ）

2. 年齢区分人口

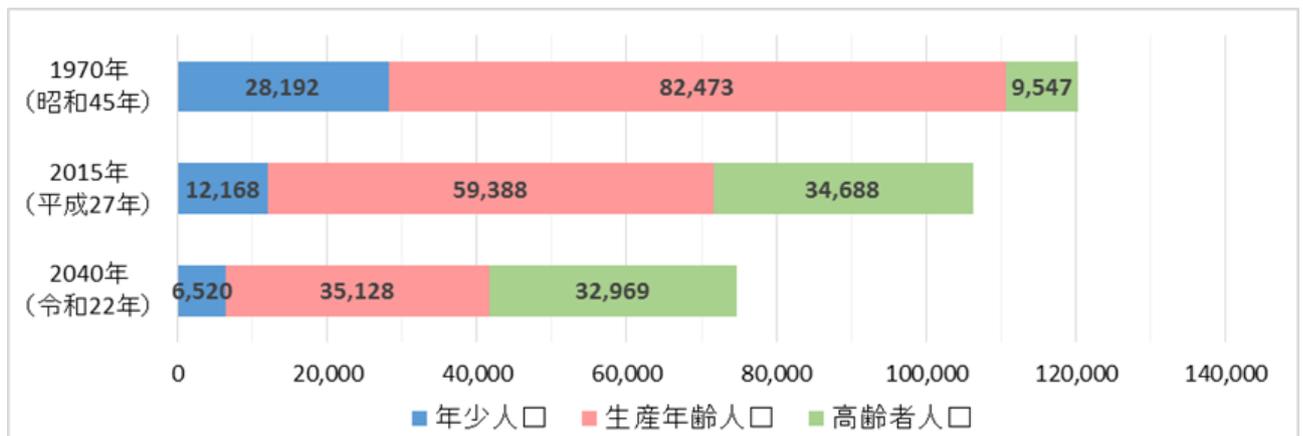
（1）年齢3区分別人口の推移と将来推計

酒田市の年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けており、一方で高齢者人口（65歳以上）は増加を続けています。

2040年（令和22年）には、高齢者人口は44.2%まで上昇、年少人口は8.7%まで低減すると推計されます。

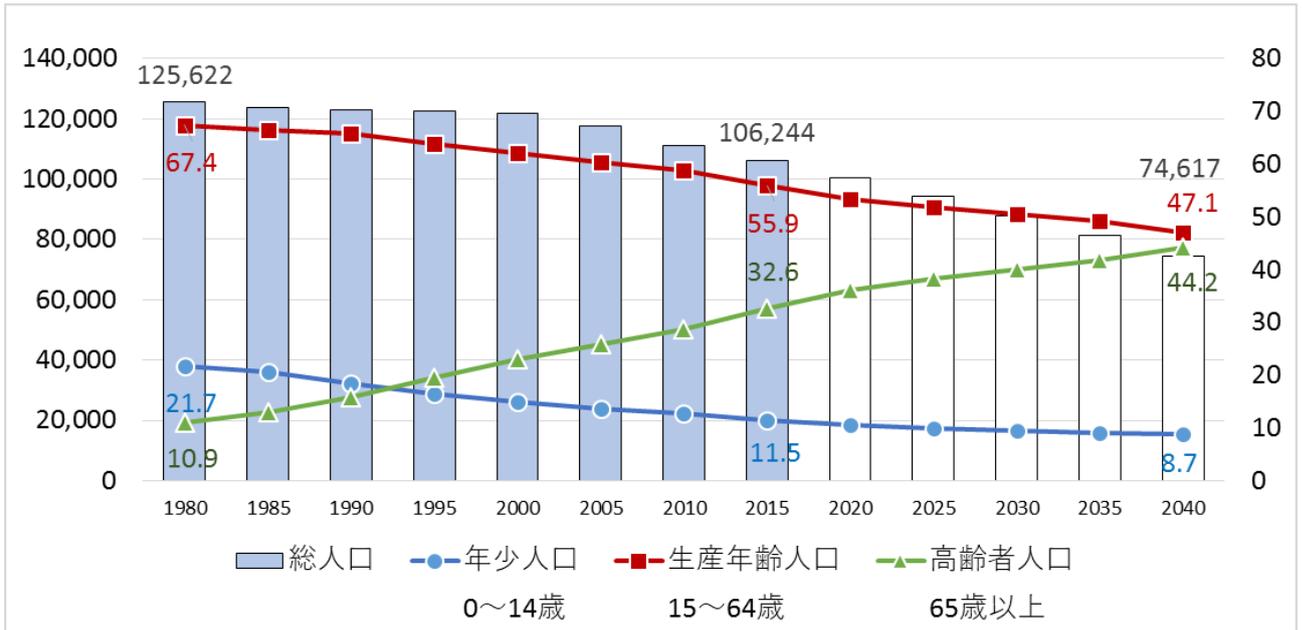
2015年（平成27年）では、高齢者1人を生産年齢人口1.71人で支える状況ですが、2040年（令和22年）には、高齢者1人を生産年齢人口1.07人で支える状況と推計されます。

❖図表 05 酒田市の年齢3区分別人口・割合（1970年、2015年、2040年）



出典：「国勢調査」（総務省）、2040年（令和22年）は社人研推計準拠

◆図表 06 酒田市の年齢3区分別人口・割合（1980年～2040年）



	人口(人)			割合(%)		
	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	高齢者人口 65歳以上	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	高齢者人口 65歳以上
1980 昭和55	27,237	84,632	13,753	21.7	67.4	10.9
1985 60	25,502	82,207	16,114	20.6	66.4	13.0
1990 平成2	22,676	80,691	19,481	18.5	65.7	15.8
1995 7	20,122	78,344	24,070	16.4	63.9	19.7
2000 12	18,087	75,536	27,991	14.9	62.1	23.0
2005 17	16,058	71,028	30,491	13.7	60.4	25.9
2010 22	14,123	65,192	31,836	12.7	58.7	28.6
2015 27	12,168	59,388	34,688	11.5	55.9	32.6
2020 令和2	10,552	53,637	36,209	10.5	53.4	36.1
2025 7	9,249	48,875	36,090	9.8	51.9	38.3
2030 12	8,272	44,384	35,233	9.4	50.5	40.1
2035 17	7,328	40,111	33,959	9.0	49.3	41.7
2040 22	6,520	35,128	32,969	8.7	47.1	44.2

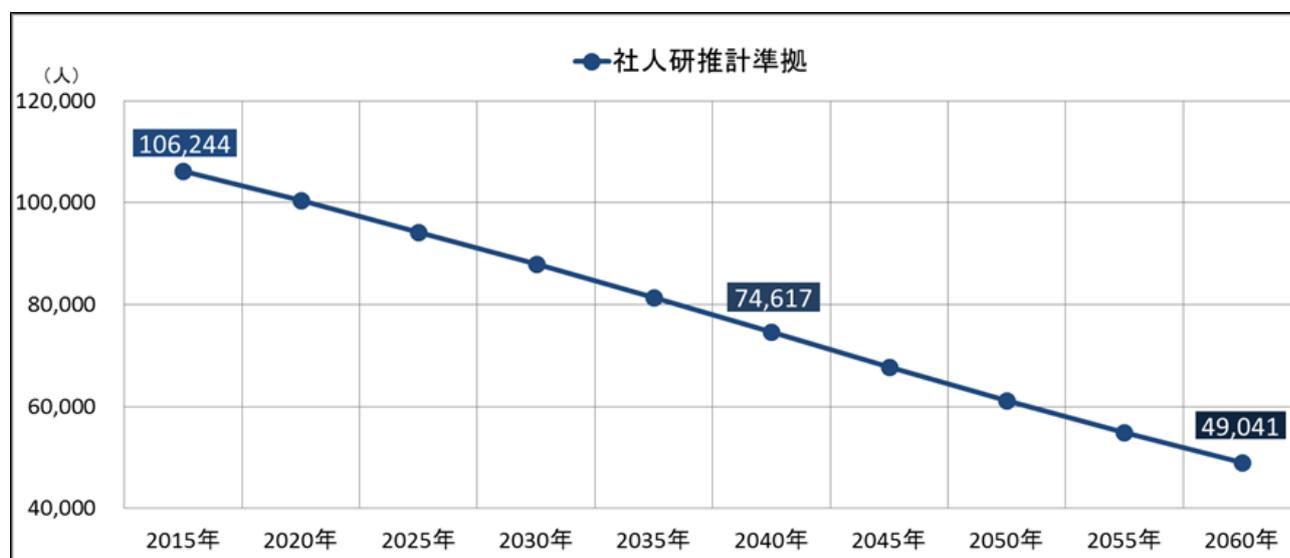
出典：「国勢調査」（総務省）、社人研推計準拠

IV 人口の将来展望

1. 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

酒田市の将来人口については、社人研推計（下表に示す前提条件に基づく推計）に準拠して推計すると、2040年（令和22年）は74,617人、2060年（令和42年）は49,041人となります。

❖ 図表 24 酒田市の将来人口推計（社人研推計準拠）



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	12,168	10,552	9,249	8,272	7,328	6,520	5,756	5,020	4,330	3,729
構成比	11%	11%	10%	9%	9%	9%	8%	8%	8%	7%
15～64歳	59,388	53,637	48,875	44,384	40,111	35,128	30,553	26,881	23,852	20,951
構成比	56%	53%	52%	51%	49%	47%	45%	44%	43%	43%
65歳以上	34,688	36,209	36,090	35,233	33,959	32,969	31,468	29,323	26,801	24,361
構成比	33%	36%	38%	40%	42%	44%	47%	48%	49%	50%
総人口	106,244	100,397	94,214	87,888	81,397	74,617	67,777	61,224	54,982	49,041

【前提条件】

自然増減（出生－死亡）		社会増減（転入－転出）
< 出生に関する仮定 >	< 死亡に関する仮定 >	< 移動に関する仮定 >
<ul style="list-style-type: none"> ・2015年の全国と酒田市の子ども女性比の較差（比）をとり、その格差が2020年以降、2045年まで一定であるとして仮定値を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「55-59歳→60-64歳」以下の年代の生残率は、山形県の生残率を仮定値として設定。 ・「60-64歳→65-69歳」以上の年代の生残率は、酒田市の生残率を仮定値として設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年から2015年の国勢調査（実績値）に基づいて算出された純移動率（人口移動傾向）が2045年まで継続するとして仮定値を設定。

2. 目指すべき将来の方向

(1) 現状および推計に関する整理

酒田市の人口は、1955年（昭和30年）の128,264人をピークに減少し、1980年（昭和55年）に125,622人まで一旦回復したものの、その後は減少の一途をたどっています。

社人研の推計に準拠して人口を推計すると、2040年（令和22年）の酒田市の人口は74,617人となっており、このままでは、2015年（平成27年）の人口の約30%が減少することになります。

今後は、年少人口と生産年齢人口の割合が低下し、高齢者人口の割合は上昇します。2040年（令和22年）には、高齢者1人を生産年齢人口1.07人で支える状況になります。

自然増減については、死亡者数の増加と出生数の減少によって1998年（平成10年）から減少に転じ、2018年（平成30年）には1,023人のマイナスとなっています。合計特殊出生率は2018年（平成30年）で1.36となっており、人口置換水準※1といわれる2.07を大きく下回っています。

社会増減については、2002年（平成14年）以降、転出超過が続いており、2018年（平成30年）には495人の転出超過となっており、大学などへの進学等で転出した若者が、酒田に戻らない傾向が強まっています。県内においては、転入者および転出者の移動がおおむね均衡していますが、東京圏や仙台市などの大都市に対しては、大幅な転出超過となっています。

※1 人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

(2) 目指すべき将来の方向と対策

社会減対策

転出せずに「住み続けたい」、転出しても「戻りたい」、住んだことがなくても「住んでみたい」と思える酒田にする。

転出者の抑制と転入者の増加に向け、現状分析を行いながら効果的な施策を進めることにより、将来的な社会増減の均衡を目指します。

自然減対策

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望を叶える酒田にする。

均衡の取れた人口構造を維持していくためには、社会減対策により若年人口を維持・増加させた上で、出生率を向上させる必要があります。市民が理想とする数の子どもを持てるよう、ライフステージ（結婚・妊娠・出産・子育て・教育）ごとに切れ目のない支援を実施することにより、合計特殊出生率の上昇および維持を目指します。（なお、結婚・出産は、あくまで個人の自由意思にもとづくものです。）

3. 人口の将来展望

施策の効果により、自然増減、社会増減が一定程度改善され、人口減少に歯止めをかけることができれば、**酒田市独自推計 パターン②** のとおり、2040年（令和22年）に8万6千人程度、2060年（令和42年）に7万1千人程度の人口が確保されることとなります。

酒田市による独自推計の前提は下記のとおりです。

酒田市独自推計 パターン①

合計特殊出生率が2055年（令和37年）に人口置換水準である2.07に段階的に上昇し、社会増減が2040年（令和22年）までに均衡するものと仮定。

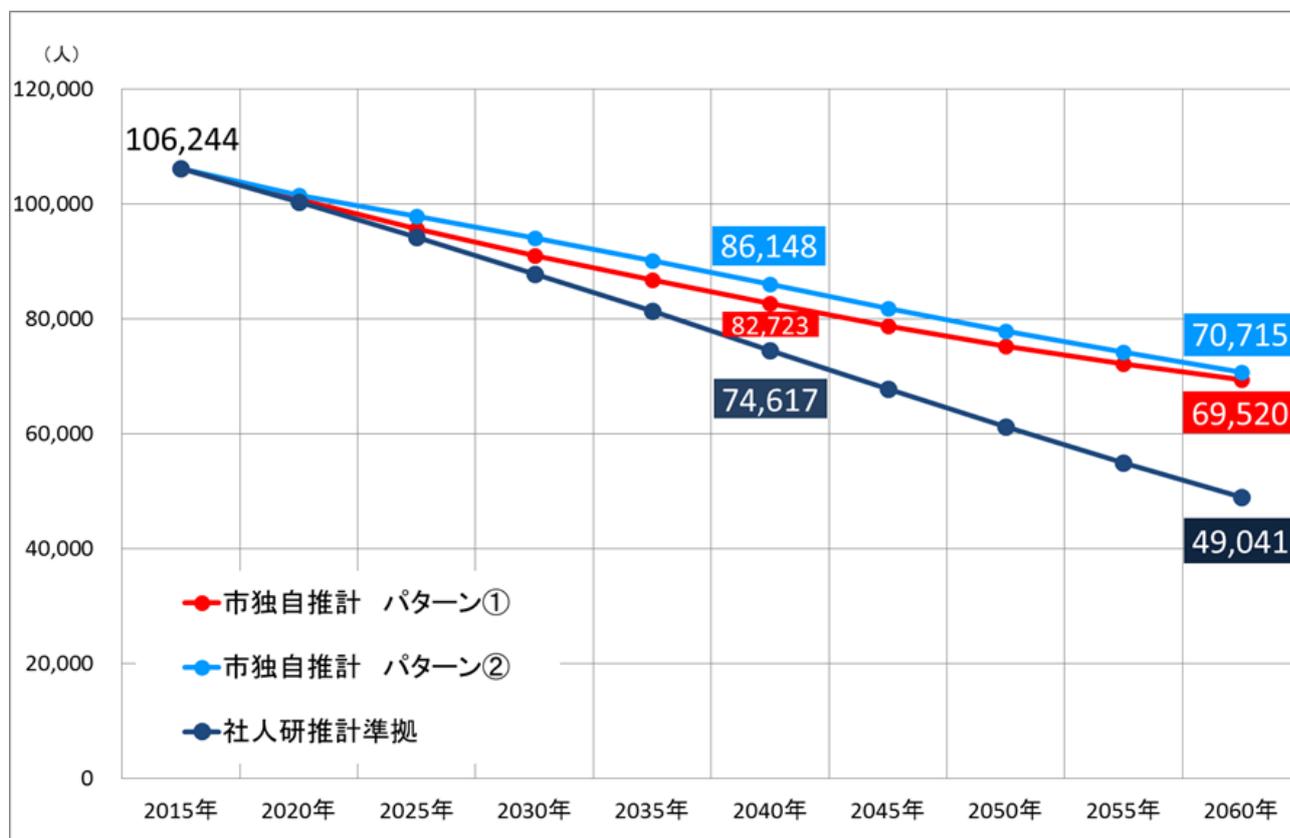
8万3千人程度（2040年） ⇒ **7万人程度**（2060年）

酒田市独自推計 パターン②

合計特殊出生率が2025年（令和7年）に1.50に上昇して2060年（令和42年）まで維持、社会増減が2040年（令和22年）までに均衡（若い世代（15～49歳）については2025年（令和7年）までに均衡）するものと仮定。

8万6千人程度（2040年） ⇒ **7万1千人程度**（2060年）

◆図表 25 酒田市の人口の将来展望



酒田市独自推計 パターン①

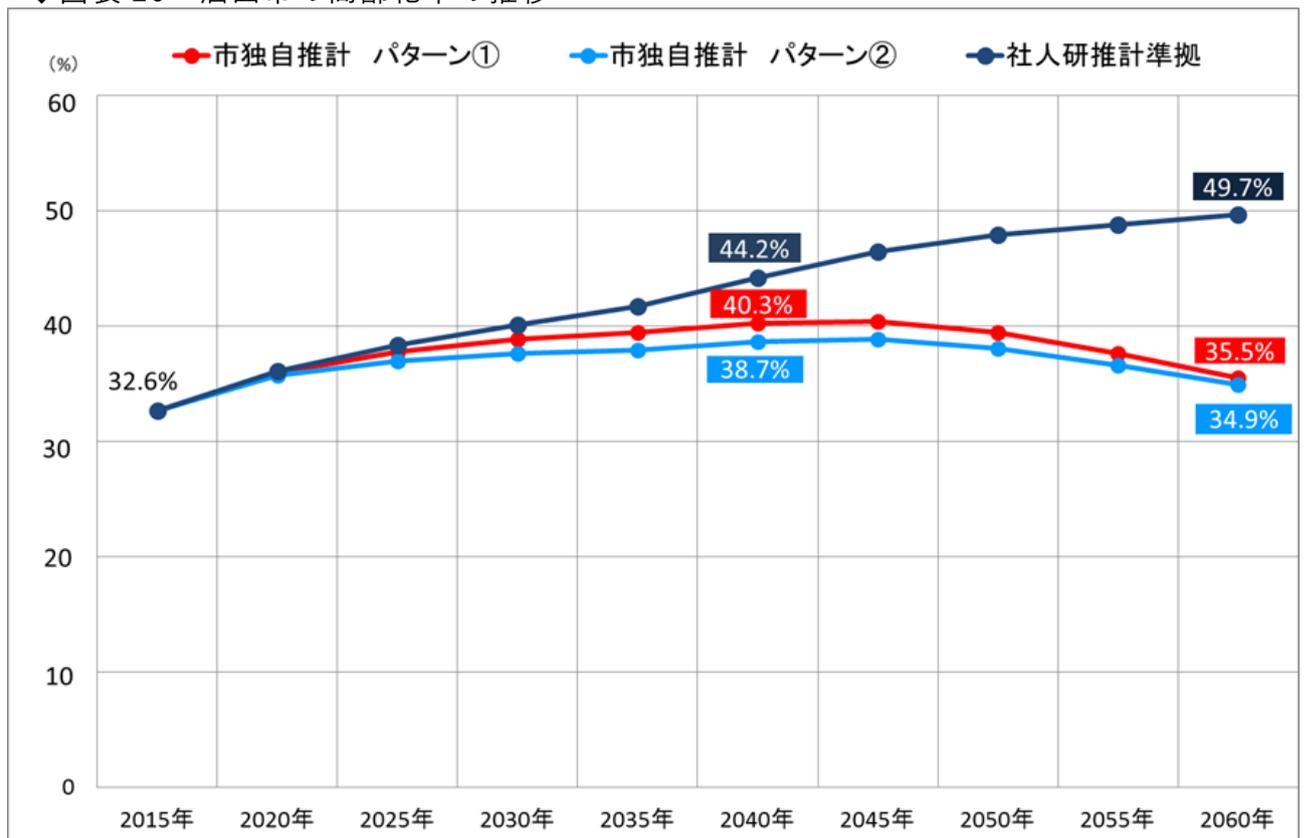
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	12,168	10,546	9,513	9,081	8,985	9,084	9,268	9,497	9,667	9,738
構成比	11%	10%	10%	10%	10%	11%	12%	13%	13%	14%
15～64歳	59,388	54,066	50,074	46,628	43,599	40,342	37,668	36,099	35,409	35,089
構成比	56%	54%	52%	51%	50%	49%	48%	48%	49%	50%
65歳以上	34,688	36,241	36,181	35,392	34,190	33,296	31,816	29,672	27,141	24,693
構成比	33%	36%	38%	39%	40%	40%	40%	39%	38%	36%
総人口	106,244	100,853	95,768	91,101	86,774	82,723	78,752	75,268	72,217	69,520

酒田市独自推計 パターン②

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	12,168	10,608	9,769	9,437	9,273	9,043	8,846	8,603	8,207	7,726
構成比	11%	10%	10%	10%	10%	10%	11%	11%	11%	11%
15～64歳	59,388	54,711	51,925	49,311	46,793	43,808	41,255	39,704	38,893	38,290
構成比	56%	54%	53%	52%	52%	51%	50%	51%	52%	54%
65歳以上	34,688	36,241	36,181	35,392	34,190	33,297	31,823	29,679	27,147	24,698
構成比	33%	36%	37%	38%	38%	39%	39%	38%	37%	35%
総人口	106,244	101,560	97,876	94,140	90,256	86,148	81,924	77,986	74,247	70,715

65歳以上の高齢者人口の構成比（高齢化率）の推移を長期的にみると、社人研推計準拠では、2060年（令和42年）に49.7%と見込まれますが、自然増減、社会増減が一定程度改善されれば、34.9%まで改善が見込まれます。

❖ 図表 26 酒田市の高齢化率の推移



(2) 各地域の将来推計人口

前号の本市全体の人口推計の増減率を、八幡、松山及び平田の各地域に当てはめた場合に算出される将来人口推計は以下のとおり。

ア 八幡地域

■ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

年次	年少人口(人) 0~14歳	生産年齢人口(人) 15~64歳	高齢者人口(人) 65歳~	合計(人)
H27(2015)	614	3,084	2,205	5,903
R2(2020)	532	2,785	2,302	5,619
R7(2025)	467	2,538	2,294	5,299
R12(2030)	417	2,305	2,240	4,962
R17(2035)	370	2,083	2,159	4,611
R22(2040)	329	1,824	2,096	4,249

■ 酒田市独自推計①

年次	年少人口(人) 0~14歳	生産年齢人口(人) 15~64歳	高齢者人口(人) 65歳~	合計(人)
H27(2015)	614	3,084	2,205	5,903
R2(2020)	532	2,808	2,304	5,644
R7(2025)	480	2,600	2,300	5,380
R12(2030)	458	2,421	2,250	5,129
R17(2035)	453	2,264	2,173	4,891
R22(2040)	458	2,095	2,117	4,670

■ 酒田市独自推計②

年次	年少人口(人) 0~14歳	生産年齢人口(人) 15~64歳	高齢者人口(人) 65歳~	合計(人)
H27(2015)	614	3,084	2,205	5,903
R2(2020)	535	2,841	2,304	5,680
R7(2025)	493	2,696	2,300	5,489
R12(2030)	476	2,561	2,250	5,287
R17(2035)	468	2,430	2,173	5,071
R22(2040)	456	2,275	2,117	4,848

イ 松山地域

■ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	380	2,268	1,813	4,461
R2（2020）	330	2,048	1,892	4,270
R7（2025）	289	1,867	1,886	4,042
R12（2030）	258	1,695	1,841	3,795
R17（2035）	229	1,532	1,775	3,536
R22（2040）	204	1,342	1,723	3,268

■ 酒田市独自推計①

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	380	2,268	1,813	4,461
R2（2020）	329	2,065	1,894	4,288
R7（2025）	297	1,912	1,891	4,100
R12（2030）	284	1,781	1,850	3,914
R17（2035）	281	1,665	1,787	3,733
R22（2040）	284	1,541	1,740	3,565

■ 酒田市独自推計②

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	380	2,268	1,813	4,461
R2（2020）	331	2,089	1,894	4,315
R7（2025）	305	1,983	1,891	4,179
R12（2030）	295	1,883	1,850	4,028
R17（2035）	290	1,787	1,787	3,864
R22（2040）	282	1,673	1,740	3,696

ウ 平田地域

■ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	708	3,272	2,092	6,072
R2（2020）	614	2,955	2,184	5,753
R7（2025）	538	2,693	2,177	5,407
R12（2030）	481	2,445	2,125	5,052
R17（2035）	426	2,210	2,048	4,684
R22（2040）	379	1,935	1,988	4,303

■ 酒田市独自推計①

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	708	3,272	2,092	6,072
R2（2020）	614	2,979	2,186	5,778
R7（2025）	554	2,759	2,182	5,494
R12（2030）	528	2,569	2,134	5,232
R17（2035）	523	2,402	2,062	4,987
R22（2040）	529	2,223	2,008	4,759

■ 酒田市独自推計②

年次	年少人口（人） 0～14歳	生産年齢人口（人） 15～64歳	高齢者人口（人） 65歳～	合計（人）
H27（2015）	708	3,272	2,092	6,072
R2（2020）	617	3,014	2,186	5,817
R7（2025）	568	2,861	2,182	5,611
R12（2030）	549	2,717	2,134	5,400
R17（2035）	540	2,578	2,062	5,180
R22（2040）	526	2,414	2,008	4,948



4 市行財政の状況

(1) 市財政の状況

酒田市の財政状況は、表1-6で示すとおり財政力指数 0.488（令和元年度交付税算定）である。

表1-6 市財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	55,400,730	56,710,153	56,648,886
一般財源(※1)	31,007,768	31,222,373	30,177,033
国庫支出金	7,020,520	5,377,640	6,418,508
都道府県支出金	3,034,432	4,177,395	3,702,906
地方債	8,982,900	6,781,100	5,970,900
うち過疎対策事業債	182,100	514,500	578,700
その他	5,355,110	9,151,645	10,379,539
歳出総額B	53,464,717	55,136,933	55,128,173
義務的経費	21,389,241	23,072,348	24,414,073
投資的経費	6,385,450	6,124,060	6,012,217
うち普通建設事業	6,331,011	6,091,294	5,973,604
その他	25,690,026	25,940,525	24,701,883
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額C(A-B)	1,936,013	1,573,220	1,520,713
翌年度へ繰り越すべき財源D	269,650	145,555	35,982
実質収支(C-D)	1,666,363	1,427,665	1,484,731
財政力指数(3ヶ年平均)	0.481	0.460	0.488
公債費負担比率	16.9	18.1	17.9
実質公債費比率	—	—	10.1
起債制限比率	10.9	10.4	—
経常収支比率(※2)	89.8	93.5	97.0
将来負担比率	—	—	38.0
地方債現在高	61,438,252	63,806,844	60,433,147

※1 主に市税、地方譲与税、地方交付税

※2 臨時財政対策債を含む比率

(2) 主要公共施設等の整備状況

八幡、松山及び平田地域及び酒田市の主要公共施設等の整備状況は、それぞれ表1-7(1)、表1-7(2)に示すとおりである。

■ 区域（八幡、松山及び平田）の合算表

表1-7(1) 八幡、松山及び平田地域の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度
市町村道改良率(%)	23	39.1	51.4	57.8	74.5
市町村道舗装率(%)	3.8	54.2	81.9	86.8	89.4
農道延長(m)	—	—	—	—	64,286
耕地1ha当たりの農道延長(m)	35.4	35.1	35.6	48.9	—
林道延長(m)	—	—	—	—	130,263
林野1ha当たりの林道延長(m)	16.6	5.7	7.5	6.7	—
水道普及率(%)	80.5	95.1	97	99.3	99.4
水洗化率(%)	—	—	9.5	53.2	91.4
人口千人当たり病院診療所の病床数(床)	5.2	6.2	6.5	4.4	2.6
区 分	平成27年度	令和元年度			
市町村道改良率(%)	74.7	75.1			
市町村道舗装率(%)	89.6	89.6			
農道延長(m)	68,323	72,253			
耕地1ha当たりの農道延長(m)	—	—			
林道延長(m)	130,969	123,723			
林野1ha当たりの林道延長(m)	—	—			
水道普及率(%)	99.6	99.5			
水洗化率(%)	95.0	97.5			
人口千人当たり病院診療所の病床数(床)	2.8	0.0			

【資料】昭和45年度から平成12年度まで：公共施設状況調査
平成22年度及び令和2年度

市町村道：道路施設現況調査、道路台帳調書

水道普及率：水道統計等

水洗化率：公共施設状況調査、一般廃棄物処理事業実態調査

人口千人当たり病院診療所の病床数：公共施設状況調査

■ 市全域の合算表

表 1-7 (2) 酒田市の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度
市町村道改良率(%)	34.9	44.7	56.6	67.3	74.2
市町村道舗装率(%)	10.7	68.8	85.3	95.1	96
農道延長(m)	—	—	—	—	156,777
耕地1ha当たりの 農道延長(m)	64.4	70.1	70.3	82.8	—
林道延長(m)	—	—	—	—	138,773
林野1ha当たりの 林道延長(m)	6.1	6	9.2	7.3	—
水道普及率(%)	84.8	97.2	97.8	99.4	99.6
水洗化率(%)	—	6.9	15.4	41.8	88.5
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	11.6	12.9	12.9	15.8	12.4
区 分	平成27年度	令和元年度			
市町村道改良率(%)	75.3	75.8			
市町村道舗装率(%)	96.2	96.3			
農道延長(m)	160,814	165,780			
耕地1ha当たりの 農道延長(m)	—	—			
林道延長(m)	139,479	131,302			
林野1ha当たりの 林道延長(m)	—	—			
水道普及率(%)	99.7	99.7			
水洗化率(%)	94.1	97.0			
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	12.8	13.0			

【資料】昭和45年度から平成12年度まで：公共施設状況調査

平成22年度及び令和2年度

市町村道：道路施設現況調査、道路台帳調書

水道普及率：水道統計等

水洗化率：公共施設状況調査、一般廃棄物処理事業実態調査

人口千人当たり病院診療所の病床数：公共施設状況調査



5 地域の持続的発展の基本方針

(1) 地域の持続的発展の基本方針

本市の総合計画（平成30年度～令和9年度）では、市全体のまちづくりの方向性として「めざすまちの姿」を、以下のとおり定めている。

- 果敢にチャレンジできる産業交流の盛んな港（湊）まち
- 五感をもてなす感動のまち
- 対話を通じた市民の参加があふれるまち
- 誰もがいきいきと暮らし「住み続けたい」と思えるまち

また、人口減少により今後さまざまな課題が待ち受けると思われる社会の中で、このようなまちを築いていくためには、市民と行政とのパートナーシップのもと、本市に暮らす市民みんなの力で、まちをつくっていかなければならない。まちをつくるのは「人」であり、共創・協働のまちづくりやひとづくりが重要だとして、めざすまちの姿を表す合言葉を「賑わいも暮らしやすさも共に創る（ともにつくる）公益のまち酒田」と定めている。

加えて、過疎地域の振興について定めた章・政策では、担い手の確保・育成等、日常生活の支援、農業の振興、森林の整備、鳥海山・飛島ジオパークの活用などの課題解決に向けて取り組むことで、地域の交流人口の増加を目標に掲げている。

八幡、松山及び平田の過疎地域においても、本市総合計画に定めるめざすまちの姿を共通の理念とし、地域づくりに取り組んでいく。

また、山形県過疎地域持続的発展方針では、「新型コロナウイルスの感染拡大により大都市への一極集中のリスクが顕在化する中で、低密度で豊かな自然環境で暮らすことが出来る場として再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつも、地域社会を担う人材の育成やデジタル技術の活用、地域資源を生かした振興策を推進すること等により、過疎地域の持続的な発展を図っていく」としており、以下の5つの過疎地域の持続的発展の基本的な方向性を示している。

- (1) 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進
- (2) 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保
- (3) デジタル技術の活用
- (4) 住民が安心できる生活環境の確保
- (5) 市町村の行財政基盤の強化と県による広域的支援

これらの方向性は、本市の過疎地域の持続的発展を図る上でも重要な視点であり、今後も山形県との連携を深め関連施策の推進に注力することで、本市総合計画の目標である地域の交流人口の増加につなげていく。

本市の過疎地域は多くの課題を抱えている一方で、鳥海山や出羽丘陵の豊かな自然に恵まれ、多様で特色ある歴史及び文化資源を数多く有するなど、地域の発展に向け潜在力と可能性を秘めている。各地域の持つ魅力や特色を明確にして、個性あふれ活力ある地域社会の実現に努めていく。

(2) 各地域の地域づくりの方向性

ア 八幡地域

八幡地域の人口は年々減少してきており、今後も少子高齢化は高い水準で推移していくと想定されていることから、地域の生活環境の維持においても不安な要素を含んでおり、人口減少に歯止めをかける意味でも、引き続き生活基盤の整備や地域振興のための施策を推進していかなければならない。

八幡地域の最大の魅力である「鳥海山」をキーワードとした豊かな水資源、品質の高い農産物などの地域資源を生かしたプロモーションを行うことによる、地場産業の振興と就労の場の確保を図り、各分野の所得の向上を目指す。

従来から日本百名山としても有名であった鳥海山は、平成28年度に「鳥海山・飛島ジオパーク」として認定され、本市観光コンテンツの目玉として、日本遺産と双壁の位置付けとされている。今後は既存コンテンツの磨き上げや、地域住民の機運醸成、周辺施設のプロモーション、インフラの整備などを積極的に行い交流人口の拡大を図っていく。

急速に進む少子高齢化の中で、子どもから高齢者まで安心して暮らすために必要な子育て支援センター、学童保育施設等を活用した就労と子育ての両面を支援する環境づくりを進めるとともに、高齢者等の保健、福祉、地域による支援のネットワーク化を進め、安心して生活できる環境づくりを推進する。

また、地域振興を図る上で重要なコンテンツとなる、地域の文化や歴史、特徴的な自然環境の魅力を発信し、認知度の向上や交流人口の拡大を図り、誇りの持てる地域づくりに努めていく。

さらには、主要道路の整備を引き続き進め、生活の利便性を高めるとともに、生活雑排水の排水対策、資源のリサイクルなどの有効活用などを進め、自然環境にやさしい地域づくりを進めていく。日向川、荒瀬川に囲まれた当地域は災害の発生も想定される地域であるため、減災、防災対策にも力を入れ、必要な対策を講じ、安全・安心なまちづくりに努めていく。

イ 松山地域

松山地域では、地域の活力を維持していくため、地域の特色を生かしながら賑わいづくりに積極的に取り組んでいく。

子育て支援の一環として取り組んでいる「まつやまくまくん教室」は、絵本作家と交流しながら親子で創作活動を楽しむもので、情操教育にも役立ってお

り、今後も推進していく。

高齢者の健康寿命延伸や閉じこもり予防のために開催している「松山いきいきくらぶ」は、毎回多くの参加者があり、好評を博している。今後も、保健・医療・福祉の各機関が連携し、高齢者になっても安心して暮らしていける環境づくりを目指していく。

南部地区では、「人と人との支えあい、笑顔と元気があふれる里づくり」を目指し、コミュニティ振興会がさまざまな活動を展開している。「南部食の協議会」では、手打ちそばや弁当の提供、住民の交流促進を図る喫茶コーナーの開設などに取り組んでおり、今後も積極的にコミュニティビジネスを推進していく。

松山地域は城下町の街並みが随所に残されている。松山歴史公園周辺は市の景観形成重点地域に指定されており、今後も景観に配慮した街並みづくりを進めていく。また、山形県「未来に伝える山形の宝」に、松山地域の「城下町の町割り・歴史と文化そして最上川の景観」が登録されている。その構成資産である、庄内松山城大手門、總光寺庭園、松山能、松山藩萩野流砲術などの文化財の保存・伝承を推進していく。

他にも、眺海の森の美しい自然や景観、農産物や名産品に加え、松山城址館、松山文化伝承館、外山キャンプ場などの特色ある施設もあるので、これらの地域資源を地域外にも広く情報発信していくことにより、交流人口の拡大を図り、賑わいの創出を目指していく。

ウ 平田地域

平田地域では、特に中山間地域において、人口の減少と少子高齢化に歯止めがかからず、地域の存続にも影響が出るなど厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、今後、地域を持続的に発展させていくためには、豊かな自然と、先人の築いてきた歴史と文化、産業等の基盤を大切にしながら、地域と行政の協働により、誰もが豊かで安心して暮らしていける魅力ある地域づくりを進めていく。

平田の地域特性として、地域内には駅があり、高速道路や主要国・県道とのアクセスがよいという利便性や土地価格面での優位性などを生かし、子育て世代や高齢者が暮らしやすい快適な環境整備などの地域づくりを推進する。

さらには、若年層の定住促進を図るためにも、里山の豊かな自然環境を生かし、農村回帰や田舎暮らしを発信することにより、魅力ある企業を誘致するなど移住・定住を促進し、人口減少の抑制を図る。

また、十二滝・経ヶ蔵山・胎蔵山等の自然、温泉・悠々の杜自然歴史公園・生涯学習センター・旧阿部家等の観光文化施設や芸術（地域出身の彫刻家：石黒光二氏・在住の水彩画家：あべとしゆき氏）などといった地域ゆかりの人材や資源を有機的に活用し、特色あるイベントを展開することにより賑わいを創出し、関係人口、交流人口の拡大を図る。そうした取組みを行うことにより、

各産業分野の所得向上に繋げ、地域経済の活性化を図る。

そして、地域住民が安心して生活していくためには、各地区のコミュニティ振興会と自治会がそれぞれの役割を分担するとともに、相互の連携体制の強化を図り、地域課題の解決や地域防災体制を構築していく。地域づくり推進モデル事業に取り組んだ田沢コミュニティ振興会の事例を一つの参考とし、他の地域にも波及させ、地域力を高め、支え合い、助け合える地域づくりに取り組む。

6 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
交流人口(※)	60.9万人	88.3万人	新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ交流人口を平成28年度の水準に戻す
人口の社会増減	△52人	△10人	第2期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に目標として定める社会減の改善率をもとに算出

(※) 地域内観光施設等の入込数

7 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、掲載した事業の進捗状況の確認及び目標指標の達成状況の評価を行い、地域協議会等の地域住民の視点からの評価を得る場に報告する。

8 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

9 公共施設等総合管理計画との整合

酒田市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）において定められた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針との整合を図り、過疎地域における公共施設等についても、当該基本方針により本計画を推進する。

【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針】

- ① 将来世代に負担を残さない
- ② 質の高いストックを継承する
- ③ まちづくりとの連動を図る

(このページは余白です)



第2 分野別事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

八幡、松山及び平田地域を含む本市の人口は、昭和30年の128,273人をピークに減少し、一時的に回復した時期はあるものの、減少の一途を辿っている。その要因の一つが人口の社会減であり、人口の社会動態をみると、昭和53年以降、マイナス傾向が続き、令和2年は158人の転出超過となっている。

本市の場合、特に進学・就職に伴う若者（18～22歳）の市外流出が社会減の大きな要因となっている。^{※1}RESAS（地域経済分析システム）における5年ごとの年齢階級別の移動状況をみると、20代後半から30代前半にかけては、僅かながら転入超過となっているものの、10代後半から20代前半にかけて大幅な転出超過傾向となっている。転出超過を抑え、20代後半から30代前半の年代の転入超過を維持進展させていくため、若年層の地元定着を推進するとともに、UIJターンを促進する施策が必要である。また、大幅な転出超過先となっている首都圏等に対するUIJターンを促すためのPRを強化していく必要がある。

また、近年は「都会を離れて地方で暮らしたい」「地域社会に貢献したい」など、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする「田園回帰」の流れが高まるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、過密状態の都市部から働く場や生活の場を過疎地域に移す動きも出始めていると言われている。八幡、松山及び平田地域では、令和2年度までに9名の地域おこし協力隊を受け入れ、うち退任した6名全員が本市に暮らし続けている。今後も地域おこし協力隊等の地域外人材を積極的に受け入れ、地域の活性化につなげるとともに、移住・定住を促進する必要がある。

また、過疎地域をはじめとする人口急減地域においては、第一次産業や福祉分野等の担い手不足が顕在化する一方で、単一の事業（労働）のみでは安定的な雇用を創出できない現状がある。地域内の複数の事業者の労働需要を集約した上で、その需要に応じて人材を派遣する^{※2}特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、地方への移住を希望する都市部在住の若者や地域おこし協力隊退任者などの地域づくり人材を、過疎地域に引き寄せる新たな人の流れを創出する必要がある。

※1 RESAS（地域経済分析システム）

経済産業省と内閣官房が提供する産業構造や人口動態、人の流れ等のビッグデータをマップやグラフでわかりやすく表示できるシステム。

※2 特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するために、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する者）を事業者の人手が必要な時期に派遣する制度。地域づくり人材のベースキャンプと言える。安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことと、地域事業の維持・拡大が期待される。

② 地域間交流

八幡、松山及び平田地域では、それぞれの地域で平成 17 年の市町合併前から友好都市との交流や国際交流に取り組んできた。引き続き、国内外の都市間交流を大切にするとともに、地域出身者等で構成するふるさと会との交流などを推進し、人の交流から物の交流へ、物の交流から人の交流へつなげる必要がある。

ア 八幡地域

沖縄県東村と旧八幡町の町政施行 50 周年を機会に同村と友好町村の盟約を結び、毎年、小学生を対象とした交流を実施している。また、東京の庄内やわた会、宮城酒田会（旧宮城やわた会）で会員同士の交流や、米の消費地である千葉県、北海道とも交流を行っている。

イ 松山地域

宮城県大崎市（旧松山町を含む）及び鹿児島県志布志市（旧松山町を含む）と友好町の盟約を締結し、各関係団体等で相互交流を行っている。また、東京松山会でも会員同士の交流を行っている。

加えて、国際交流として、旧松山中学校と姉妹校盟約を締結しているアメリカ合衆国マサチューセッツ州のライトハウスチャータースクールとの生徒間の相互交流を行っている。

ウ 平田地域

岐阜県海津市（旧平田町を含む）と友好町の盟約を締結し、小学生の交流事業や物産販売の交流を行っている。また、平田地域から始まった首都圏の中学生の受け入れについても、農産物や観光資源のPRやふるさと納税などを通じ、地域のファンとしての交流が続いている。

また、八幡、松山及び平田地域と本市の市街地地域や周辺市町との人的交流は必ずしも活発ではない。それぞれの特色ある地域資源（豊かな自然、文化・伝統芸能、芸術等）を活用した事業を展開し、都市地域と中山間地域あるいは中山間地域同士の交流を促進する必要がある。

③ 人材の育成

地域コミュニティの活性化には、地域住民自らが地域の課題や資源に気付き、自分事として主体的に取り組む意識の醸成が重要であり、そのためには、地域のありたい姿を話し合う機会の創出が必要である。その話し合いを促進し、地域活動をコーディネートすることができる、地域の将来を担う人材育成を支援する必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

- ・各種支援策や地域資源のPRなど総合的な施策を展開することで移住者の増加を促進し、本市の人口に対する社会減を抑制する。
- ・地域おこし協力隊等の地域外人材を積極的に受け入れ、移住・定住を促進する。
- ・地域づくり人材を、過疎地域に引き寄せる新たな人の流れを創出するため、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した仕組みの導入を検討する。

② 地域間交流

- ・友好都市等との交流を推進し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。
- ・国内交流、国際交流を通じて、地域の将来を担う人材の育成を図る。
- ・特色ある地域資源を活用した事業を展開し、都市地域と中山間地域、中山間地域同士の交流を促進する。

③ 人材の育成

- ・主体的な活動に取り組むコミュニティ振興会に対し、地域の将来を担う人材の育成について支援する。

【「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
地域おこし協力隊員数	5人	6人	
交流人口（再掲）	60.9万人	88.3万人	新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ交流人口を平成28年度の水準に戻す

(3) 計画

本計画において、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 (移住・定住)	<p>移住交流推進事業</p> <p>中古住宅や空き家に住む場合の初期経費の補助などの支援により、移住・定住を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>過疎地域への移住・定住を促進する動機付けとして必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>少子高齢化の進む過疎地域の将来的な振興策として、施策効果は高い。</p>	酒田市	全地域
		<p>地域おこし協力隊活動支援事業</p> <p>外部人材として地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、その活動を支援することで、移住・定住を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>過疎地域への移住・定住に直結する仕組みとして必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域おこし協力隊の本市定住率は高く、将来活躍人材として過疎地域活性化への効果は高い。</p>	酒田市	全地域
	(地域間交流)	<p>青少年交流事業</p> <p>小中学生が、友好都市等との相互交流を通し、友情を深めるとともに、共同生活や体験学習の中で自立心・協調心を養うもの。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>地域の将来人材の育成と、当該地域の関係人口づくりにつなげる仕組みとして必要性が高い。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>互いの地域の自然・歴史・文化等にふれあい、学ぶことで、相互理解や郷土愛を育むことができ、将来人材の育成と関係人口づくりに資する。</p>	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(人材育成)	地域活性化・交流促進事業 ジオパークの推進、コミュニティビジネスの創出、文化的地域資産群の活用・情報発信、自然体験教室、地域の魅力を発信するイベント、地域にゆかりのある芸術家に関するイベントなどを行うもの。 【事業の必要性】 街のにぎわいを創出し、交流人口の増加と地域の活性化を図るために、必要性は高い。 【事業の効果】 地域の交流・関係人口の拡大と経済効果への波及、地域活動の担い手の確保や育成により、将来にわたる地域の活力を維持することにつながる。	酒田市	全地域
		コミュニティ振興事業 コミュニティ振興会の主体的な活動を支援する交付金に、地域の将来を担う人材の育成にかかる経費分を加算するもの。 【事業の必要性】 持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域活動をコーディネートできる人材が必要である。 【事業の効果】 地域の将来を担う人材の育成は、将来にわたる地域コミュニティの維持につながる。	団体	全地域 交付金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。



(このページは余白です)

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

八幡、松山及び平田の各地域ともに水稲が基幹作物であるが、米価の低迷等により農業経営は厳しい状況である。各地域とも農家戸数は年々減少し、兼業農家の中でも第2種兼業農家の割合が高くなってきていることから、農業人口の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足への対応が必要である。一方で、各地域とも経営体あたりの経営耕地面積は増加傾向にあり、経営規模別耕地面積では5ヘクタール以上の経営体も多くみられ、農地の集約化が進んでいる。

表2-1 経営耕地総面積に占める田の面積の割合 (単位：a)

年次	八幡			松山			平田		
	経営耕地 総面積	田の 面積	田の 割合	経営耕地 総面積	田の 面積	田の 割合	経営耕地 総面積	田の 面積	田の 割合
平成22年 (2010)	132,714	121,090	91%	92,724	87,660	95%	124,562	118,661	95%
平成27年 (2015)	124,409	112,504	90%	104,567	98,910	95%	122,422	118,218	97%

出典 | 農林業センサス

表2-2 地区別農家数・農家人口・専兼業別人口の推移

年次	八幡				松山				平田			
	販売 農家 (戸)	専兼業別農家数 (戸)			販売 農家 (戸)	専兼業別農家数 (戸)			販売 農家 (戸)	専兼業別農家数 (戸)		
		専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
昭和60年 (1985)	901	32	252	617	757	24	210	523	1,104	81	291	732
平成2年 (1990)	832	27	233	572	664	31	125	508	999	71	194	734
平成7年 (1995)	757	32	134	591	588	24	86	478	915	63	133	719
平成12年 (2000)	563	35	82	446	515	17	69	429	741	65	78	598
平成17年 (2005)	525	50	102	373	352	28	61	263	513	60	101	352
平成22年 (2010)	271	24	51	196	168	19	34	115	308	46	62	200
平成27年 (2015)	257	24	50	183	137	21	23	93	279	62	40	177

出典 | 農林業センサス

※2010年世界農林業センサスの数値は、過年度との単純な比較はできないことに留意。

上記調査においては、集落営農等協業経営体で経営している耕地は農家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地として扱うため、その部分を農家の経営耕地から除いた上で、農家の条件を満たす場合のみ農家数として計上されている。そのため、例えば所有するすべての土地を集落営農等で経営していた場合、本調査における『農家数』には含まれない。集落営農の組織率が高い本市においては、その影響を大きく受け、販売農家数が減少している。

表 2 - 3 農業経営体数

(単位：経営体)

年次	農業経営体数（3地域合計）	うち 5.0ha 以上の経営体
平成 22 年（2010）	829	147
平成 27 年（2015）	730	167

出典 | 農林業センサス

今後も、効率的かつ安定な農業経営を図るため経営体の法人化を推進し、農業後継者の確保、育成に努めるとともに、農地の集約、圃場の大区画化、用排水路の整備を推進することで、作業効率を高めて担い手を確保する必要がある。

また、八幡、松山及び平田地域の基幹産業である農業の基盤整備を図る上で、農道の整備も重要である。最近の厳しい農業情勢の中で農道本来の受け持つ農業の効率化のみならず、担い手の定住条件の整備や集落周辺とのスムーズな連携のため、集落間農道の改良舗装や自然環境保全に配慮した農道整備を継続的に進めていく必要がある。加えて、農道の維持管理は、農業従事者により集落ぐるみの生活基盤の維持活動として草刈などが行われてきたが、担い手の高齢化によりマンパワーが減少しており、維持管理を軽減するための仕組みを構築する必要がある。

なお、畜産業においては、飼料価格や資材等の生産費用が高騰し厳しい経営状況にあるため、安定した畜産経営に向けた対策を講じる必要がある。市内における酪農については、高齢化による廃業で担い手が減少傾向であることに加え、山形県を代表するブランドの山形牛は、山形県内における肥育素牛の自給率が低い状況にある。これからの酪農・肉用牛生産の経営は、輸入飼料価格の変動に左右されない経営への転換が重要であり、より一層の地域に根ざした経営が求められる。耕畜連携の強化を進め、外部要因を受けにくい経営体制の確立、酪農経営基盤拡大に伴う地域雇用の増大、県産ブランド牛「山形牛」の更なるブランド力の向上と生産拡大、酪農経営から産出される生乳を利用した生乳加工品等による地場産業の拡大を図る必要がある。

加えて、近年、里山の荒廃等により有害鳥獣の生息域が拡大しており、農作物等に多大な被害をもたらしていることから、酒田市鳥獣被害防止計画に基づき関係者間で連携し基本的な対策を実施していくほか、デジタル技術の活用も検討する必要がある。

② 林業

八幡、松山及び平田の各地域ともに人工林の割合が高く、主伐時期が訪れているが、林業従事者の高齢化、若者の林業離れ等により、手入れが進んでいない状況である。森林については、木材生産機能としてだけでなく、自然環境の保全、良質な水の安定供給、地域温暖化防止などの公益的機能に加え、森林空間の総合利用など、さまざまな役割について期待が高まっている状況にあることから、森

林施業の共同化に向けた体制整備、作業路網の整備と林業機械の導入、森林保育技術の向上、地域産材の利活用促進、間伐材等の木質バイオマス資源の有効活用などに積極的に取り組み、広大な森林を適切に管理し、持続的生産活動を行いながら、効率的で安定的な経営の基盤づくりを進める必要がある。また、防風等の公益的機能を持つ出羽丘陵地帯の松林を松くい虫の被害から守り、地域の暮らしや産業の基盤となっている森林環境の保全を図るため、松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を継続して行う必要がある。

加えて、林道は、優良材生産を目的として森林の適切な管理を長期的に行うために、必要不可欠なインフラである。高齢化、担い手不足等現状が深刻化している中、森林施業の共同化、機械化に合わせた計画的な林道及び作業道の整備を進める必要がある。林道の維持管理は、林業従事者により集落ぐるみの生活基盤の維持活動として草刈などが行われてきたが、担い手の高齢化によりマンパワーが減少しており、維持管理を軽減するための仕組みを構築する必要がある。

表 2 - 4 総面積に占める林野面積の割合等

地域別		八幡	松山	平田
総面積に占める 林野面積の割合		82.4%	51.1%	80.4%
林業作業受託 実経営体数	平成 22 年 (2010)	4	—	1
	平成 27 年 (2015)	3	—	2

出典 | 農林業センサス

③ 商工業・情報通信産業

商業については、八幡、松山及び平田の各地域における商店の多くは家族経営を中心とする小規模な店舗であり、地域の商業者を取り巻く環境は、就労形態の変化、道路交通網の整備による商業圏域の拡大、後継者不足など厳しい環境に直面している。地域における地元消費や店舗数の減少に対応するため、商工会などの関係団体と連携し、それぞれの地域の特性を生かした地域商店の魅力向上を図る必要がある。加えて、交通の便が不自由な中山間部においは、地元の商店の閉鎖等により日常の買い物に不便をきたしている高齢者等に対し、地域コミュニティや生活を支えるための対策が課題となっている。

工業については、八幡、松山及び平田の各地域には製材業、電子部品製造業、繊維工業、食料品製造業などが立地しているが、地域外に就労している労働者が多く、安定した雇用につながる地域内企業の育成が求められている。既存企業の近代化、経営基盤の確立を進めるとともに、地場産品を生かした地元企業の育成や地域の特性を生かした起業支援など、安定した住民雇用の場を確保する必要がある。

また、昭和 53 年以降、マイナス傾向が続く人口の社会減（転出超過）を打開するため、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業等の業種において、新たな企業立地や設備投資を促す支援が必要である。

④ 地場産業（特産品開発）

地域資源、地域特性を活用し、消費者のニーズを的確に捉えた農水産物、林産物の付加価値を高める特産品の開発や、それらの効果的な情報発信、販路の拡大、それを担う人材育成に取り組む必要がある。八幡地域の生乳加工品、松山・平田地域の麩加工品、平田地域の平田赤ねぎなど、農業生産物を活用したさまざまな食品の生産及び加工が行われているが、時代のニーズにあった特産品開発を継続し、農商工等連携による地域の特産品開発を積極的に推進する必要がある。

⑤ 観光・レクリエーション

八幡、松山及び平田地域の恵まれた資源環境や歴史・文化を背景に、各地域それぞれに観光施設の整備等を行ってきたが、新たな観光需要の掘り起こしや観光施設の老朽化等の課題に対応する必要がある。

ア 八幡地域

観光の拠点として鳥海高原家族旅行村、舞鶴公園及び八森自然公園、温泉施設、宿泊交流施設、産地直売施設を整備してきた。利用者の多様化するニーズに対応するためソフト事業の充実を図るとともに、中長期的な整備計画等も踏まえつつ、地域特性を生かした拠点づくりを目指していく必要がある。また、令和 3 年 2 月に日本ジオパーク委員会の再認定を受けた「鳥海山・飛鳥ジオパーク」を生かした各種取り組みを展開していく必要がある。

イ 松山地域

恵まれた自然の中で庄内平野と日本海が一望できる「眺海の森」には、スキー場、外山ロッジ、キャンプ場、阿部次郎文学碑、峰の薬師公園及び遊歩道などが整備されている。また、藩政時代から城下町として栄えてきたことから、史跡、神社仏閣、伝統芸能などの有形無形の文化財が多く残されている。これらの資源を有機的に活用し、多様な自然、文化を体験できる観光ルートの確立を図っていく必要がある。

ウ 平田地域

十二滝、胎蔵山や経ヶ蔵山、田沢川ダム周辺や温泉施設、悠々の杜自然歴史公園等の観光資源が数多く存在しているにもかかわらず、活用が十分とは言えない状況にある。近年、自然体験や癒しなど農村回帰を求める都市住民の増加など農村が見直されていることから、これらの観光ニーズに対応するため、それぞれの観光資源の整備を図り、有機的に結び付け、活用を図っていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

- ・農業生産基盤整備により農地流動化を促進し、担い手農家への農地の利用集積等を図る。
- ・農地の効率的な利用を図り、農村生活環境を改善するため農道を整備する。
- ・耕種農家と畜産農家が連携する循環型農業を推進する。
- ・輸入飼料価格の変動に左右されない地域に根ざした経営を目指す大規模畜産（※³畜産クラスター）に対し支援する。
- ・農村集落における老朽化している集会施設の改修を行い、農村集落の活性化を図る。
- ・有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、引き続き関係者間で連携し基本的な対策を継続するほか、デジタル技術を活用した有害鳥獣の監視システム等の導入を検討する。

② 林業

- ・大型の施業機械の通行に支障があるなど木材搬出が困難または非効率な林道において、計画的に改良整備を実施する。
- ・優良材の生産のため適期林齢における間伐を推進するとともに、間伐材の有効利用を図る。
- ・林地の地籍調査により地籍を明確化して、森林経営計画の策定面積を増やし、持続可能で収益性の高い森林経営を促進する。
- ・国、県と連携しながら松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を継続して行う。

③ 商工業・情報通信産業

- ・商工会等との連携強化に努め、高齢化社会に対応した商店の育成を図るとともに、物販、観光による交流の拡大を図る。
- ・各地域内に所在する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業等の業種において、新たな企業立地や設備投資に対し支援する。

④ 地場産業（特産品開発）

- ・農商工等連携を進め、起業促進を図るとともに、特産品の開発等を促進する。

⑤ 観光・レクリエーション

- ・各地域の特色を生かした観光資源の磨き上げ、老朽化した観光施設の改修整備、観光施設相互の連携とネットワーク化を推進する。

※3 畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組みのこと

【「産業の振興」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
農業産出額	217.8億円	237.7億円	※酒田市全体としての目標設定
交流人口（再掲）	60.9万人	88.3万人	新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ交流人口を平成28年度の水準に戻す

（3）計画

本計画において、「産業の振興」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	農業基盤整備事業	山形県	全地域
		土地改良負担事業	山形県	全地域
		農道整備事業（農道改修）	山形県	全地域
	(林業)	農道整備事業（橋梁改修）	山形県	全地域
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	団体	八幡地域
		林道整備事業	酒田市	全地域
		林道施設長寿命化事業	酒田市	全地域
		作業道開設交付金事業	団体	全地域
	(4) 地場産業の 振興 (加工施設)	松山農産物加工所維持管理事業	酒田市	松山地域
	(9) 観光又はレク リエーション	観光物産施設改修事業	酒田市	全地域
		松山スキー場整備事業	酒田市	松山地域
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	森林病虫害等対策事業 出羽丘陵地帯の松林を松くい虫の被害から守るため、松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を行うもの。 【事業の必要性】 松枯れなどによる森林荒廃を防ぎ、豊かな森林を残すために必要である。 【事業の効果】 将来に渡り、公益的機能の高い健全な森林の育成につながる。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		地籍調査事業 登記簿等、土地に関する最も基礎的な情報を整備するもの。 【事業の必要性】 不明確・不正確な情報を整備し、適正な資産管理につなげる必要がある。 【事業の効果】 地籍（所有者・地番・地目・境界・面積）の明確化により、将来に渡る適正な資産管理、土地活用の促進に資する。	酒田市	全地域
		間伐実施推進事業 間伐及び間伐作業道の整備に必要な経費に対し補助するもの。 【事業の必要性】 管理不全による森林荒廃を防ぎ、豊かな森林を残すために必要である。 【事業の効果】 将来に渡り、公益的機能の高い健全な森林の育成につながるとともに、林業労働力の確保及び間伐材の利用促進による中山間地域の経済の活性化を図り、林業の将来人材確保に資する。	酒田市	八幡地域 松山地域
	(観光)	観光物産施設管理運営事業 地域内の重要な産業である観光産業の活性化を図るために、観光物産施設の管理運営を行うもの。 【事業の必要性】 観光誘客の中心であり地域に欠かすことができない観光物産施設を維持することは、地域経済にとって必要である。 【事業の効果】 地域の交流人口の増加につながり、将来の地域活性化に資する。	酒田市	全地域
	(11) その他	農村環境改善センター改修事業	酒田市	松山地域 平田地域

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
・八幡地域 ・松山地域 ・平田地域	・製造業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・旅館業	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり。

なお、遊佐町、庄内町、三川町、県機関や関係機関を含めて商談会や企業セミナーなどの共催事業を実施し、単独で行うよりも効果的な事業については協力して事業を実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

産業振興施設／各施設の設置目的を踏まえ、利用状況等を検証したうえで、統廃合、民営化や譲渡等を検討する。

保養観光施設／公共サービスとしての必要性や利用状況、経営状況に加え、民間施設の状況を考慮しながら、継続活用か、地域や民間への移管、譲渡、廃止等を検討する。

農道・林道／現状と使用状況を把握し、路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、整備目的に沿った適切な維持管理を進める。



3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

八幡、松山及び平田の全地域において光ファイバー網によるインターネット接続サービスが利用可能であり、居住区域においては、携帯電話不感地帯は解消されている。高度情報通信社会に対応するため、光ファイバー網や携帯電話網など整備された情報インフラについて、災害時や有害鳥獣・野生鳥獣出没時における情報収集や伝達、高齢者等の安否確認、買い物支援などへの活用手法を検討していく必要がある。

また、住民サービス、行政、地域のデジタル変革を進めることで地域課題の解決や地域における価値を創造する必要がある。

(2) その対策

- ・地域住民の安全・安心のため、防災ラジオの不感解消に向けた中継局の整備や新しい規格に対応した移動系防災行政無線の更新を行う。
- ・酒田市が行うサービスの認知や理解、手続の時間短縮等を目指す住民サービスのデジタル変革、^{※4}R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入等による業務効率化等の行政のデジタル変革、健康寿命の延伸、確かな学力向上、^{※5}スマート農業の推進等、多様な暮らし方や仕事、地域との関わり方を創り出す地域のデジタル変革の取り組みを推進する。
- ・デジタル技術を活用した有害鳥獣による農作物被害防止の監視システムや、クマやイノシシ等の野生鳥獣の市民による目撃情報通報システム等の導入を検討する。

【「地域における情報化」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
防災ラジオの不感解消地区数	【八幡】日向地区 大沢地区 【松山】南部地区	全て解消	

※4 R P A
人間がコンピューター上でやっている定型作業を、ロボットで自動化すること

※5 スマート農業
ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を推進する新たな農業のこと

(3) 計画

本計画において、「地域における情報化」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線デジタル化事業	酒田市	全地域
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 (デジタル技術活用)	デジタル変革事業 住民サービス、行政、地域のデジタル変革を進めることで地域課題の解決や地域における価値創造を行うもの。 【事業の必要性】 人口減少等による担い手不足に対応するためには、デジタル技術を活用した効率化や、多様な暮らし方や仕事、地域との関わり方の創出が必要である。 【事業の効果】 人口減少や少子高齢化の進む地域社会にとって、将来の持続可能な地域づくりに資する。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

防災行政無線／災害時の情報伝達体制の整備強化のため、デジタル化を進めるとともに、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進める。



4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

住民の生活範囲が広域化し、今後ますます拡大していくものと予測されることから、主要地方道の広域的な整備を促進する必要がある。また、各地域とも幹線市道については一定程度改良が進んだものの、生活道路として利用されている地区内の路線等については未改良区間も残っている。市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するため、市道の改良、舗装改修、橋りよりの延命化対策等を計画的に進める必要がある。

また、冬期間の積雪や地吹雪による交通障害を克服するため、市有除雪機械と県有除雪機械との連携を保ち交通確保に努めてきたが、今後も、防雪柵の整備や老朽化した除雪機械の更新等を計画的に行っていく必要がある。

ア 八幡地域

国道 344 号、同 345 号、主要地方道酒田八幡線、その他一般県道 3 路線の 6 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。

国道については、国道 344 号市条バイパス、上青沢バイパス、国道 345 号北沢バイパスの完成により、地域内を東西と南北に走る幹線道路で車の通行が円滑になっている。また、国道 344 号については、通年通行もできるようになっているが、冬期間の安全通行のために整備が必要な状況にある。

さらに、国道 344 号と 345 号の 2 路線が重複して供用される区間である観音寺地区は、国道が住宅地を縦貫しており、安全性向上のため歩道の拡幅整備が平成 17 年度から平成 21 年度まで事業実施されたが、住民生活や産業振興のため、国道 345 号八幡バイパスの早期着工が期待される。

イ 松山地域

国道 345 号、主要地方道酒田松山線、その他一般県道 4 路線の 6 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。

国道及び県道については、国道 345 号松嶺バイパスの整備により中心地区の交通渋滞は緩和され、国道 47 号と 345 号を結ぶ県道大沼新田清川停車場線の改良も完成した。また、住民生活や産業振興の面からも、庄内空港との最短路線である一般県道余目松山線（庄内橋の架替えを含む）の道路改築事業の早期完成が望まれている。

ウ 平田地域

国道 345 号、主要地方道酒田松山線、その他一般県道 7 路線の 9 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。これらの道路は、いずれも本地域と他市町を結ぶ広域交通網であるとともに、生活道路として重要な機能を担っているが、交通量の増大や住民の生活範囲の拡大によ

り今後は近隣市町村等と連携した広域的な整備が必要となっている。

一般県道については、都市部と農村部の交流拡大につながるとともに、産業の振興、若者の定住など中山間部における地域の活性化を図るうえでは重要なものと位置付けられるため、整備を推進する必要がある。

② 公共交通

人口減少、少子高齢化の進展により、通学時の公共交通利用が見込まれる高校生が減少する一方、買い物や通院時の公共交通ニーズが高い高齢者の割合が増えている。加えて、市の財政面に関しては、人口減少に伴う歳入減少と高齢化による社会福祉関連費の歳出増加などにより、財政状況の硬直化が見込まれるため、持続可能な公共交通体系を構築していく必要がある。

また、現在は自身でマイカーを運転しているものの、5年後、10年後には後期高齢者（75歳以上）となり、公共交通を「現在は利用していないが、今後利用したい」と考える潜在的な需要者が増加している。加えて、県内では高齢者ドライバーの事故割合が増加し続けており、運転免許の自主返納に対する社会的気運が高まっている中、運転免許返納後も活用できる移動手段の確保が重要視されている。高齢者を中心とした公共交通需要は今後も強まっていくものと考えられることから、潜在的な需要者を含めた高齢者層への対応及び利用促進を図る必要がある。

ア 八幡地域

平野部の集落間並びに平野部と山間部間の通院、買い物など市民の日常生活移動手段の確保を図ることを目的に、乗合バス「ぐるっとバス」を運行している。民間の公共交通機関として、酒田観音寺間で路線バス等が運行されているが、乗客が著しく減少し、路線の維持が困難となってきている。

これら公共交通としてのバスの利用率が低いことを踏まえつつ、コストの軽減と利便性の向上を図るため、今後は効率的な運行体系の構築を目指して、デマンドタクシーの導入を図る必要がある。

イ 松山地域

民間の路線バス1路線が廃止予定で、地域住民の交通手段の維持確保が課題となっている。一方で、利用者の利便性の向上と効率的な運行体系の構築を目指して導入したデマンドタクシーは、地域住民の貴重な交通手段として定着している。

ウ 平田地域

現在、地域における公共交通機関は鉄道と路線バスになっている。今後ますます高齢化が進み、交通弱者が増えると想定される中において、利用者の利便性の向上と効率的な運行体系の構築を目指して導入するデマンドタクシーを定着させていく必要がある。

(2) その対策

① 道路

- ・市道の改良、舗装改修、橋りょうの延命化対策等を推進する。
- ・明るく安全な街並みをつくるため、交通安全施設の改修などを進める。
- ・一般国道 345 号八幡バイパス、一般県道鳥海公園青沢線の整備を促進する。
(八幡地域)
- ・一般県道余目松山線（庄内橋架替え含む）の早期完成、大沼新田清川停車場線の清川橋の整備を促進する。(松山地域)
- ・一般県道円能寺砂越停車場線、田沢下新田線の未改良区間の整備を促進する。
(平田地域)
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械、防雪柵等の整備を進める。

② 公共交通

- ・八幡地域と平田地域にデマンドタクシーを導入し、当該地域を運行するバス路線（ぐるっとバスと平田るんるんバスを含む）を廃止する。
- ・デマンドタクシーの運行日を週 3 日から平日運行に拡充するなどの利便性の向上を図る。

【「交通施設の整備、交通手段の確保」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和 2 年度）	目標値（令和 7 年度）	備考
デマンドタクシー 利用人数	1,283 人	8,787 人	

(3) 計画

本計画において、「交通施設の整備、交通手段の確保」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 (道路) (橋りょう) (その他)	道路改良事業	酒田市	全地域
		舗装改修事業	酒田市	全地域
		橋りょう延命化事業	酒田市	全地域
		側溝整備事業	酒田市	全地域
		防雪柵改修事業	酒田市	全地域
	(8) 道路設備機 械等	除雪機械整備事業	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 (公共交通)	デマンドタクシー運行事業 予約型公共交通のデマンドタクシ ーを運行し、利用促進を図るもの。 【事業の必要性】 過疎地域の高齢者や市街地地域へ の通学生徒などの交通弱者にとっ て、定時定路線型バス交通に代わる 地域公共交通として必要である。 【事業の効果】 過疎地域の交通手段の確保、高齢 者等交通弱者の移動利便性の向上を 図ることで、将来に渡る定住者の確 保につながる。	酒田市	全地域
	(10) その他	県施行道路整備事業	山形県	全地域 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

道路／路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、定期的な点検・診断を行い、計画的に修繕・更新を進めます。公民連携手法を導入するなど、管理体制の見直しの検討を進める。



5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

近年の水需要は、人口減少のほか、節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより年々減少しており、今後もこの傾向は継続するものと考えられる。水道事業では、料金収入が主な財源であるため、水需要の減少は事業運営に大きく影響し、経営の悪化や設備投資の縮小による事故、老朽化の進行などが懸念される。将来にわたり水道の安全性、安定供給を確保していくためには、長期的な見通しに基づいて計画的かつ効率的な事業運営に取り組む必要がある。

八幡、松山及び平田地域の水道施設は、田沢川ダムを水源とする上水道のほか、升田地内の地下水を水源とする八幡簡易水道及び草津地内の湧水を水源とする大台野飲雑用水供給施設、柏谷沢地内の地下水を水源とする柏谷沢小規模水道により給水されており、いずれも将来的な水需要を踏まえた施設運用を図っていく必要がある。

② 下水道施設

下水道の有収水量は、人口減少の影響に加え、節水機器の普及やライフスタイルの変化等により、年々減少傾向となっている。

公共下水道事業は、八幡・松山地域（観音寺地区の市街地を中心とする八幡処理区[分流式 174ha]、松嶺地区の市街地を中心とする松山処理区[分流式 164.3ha]）で実施しており、両処理区とも概成している。また、農業集落排水事業は、八幡、松山及び平田地域において 12 処理区を有しており、全て整備が完了している。一方で、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外については、快適な生活環境を整備するため、合併処理浄化槽の整備を図っていく必要がある。

③ 廃棄物処理・環境美化・野生鳥獣対策

八幡、松山及び平田の各地域において、一般廃棄物の減量化及び再資源化に向け、各自治会の衛生協力員等で構成される衛生組織連合会が中心となり、分別収集の指導や定期的な巡回による投棄ごみの回収、看板設置等の各種啓発活動等を実施している。加えて、人が立ち入ることの少ない山間地の林道周辺では、家電製品や粗大ごみの不法投棄等、国県市道等幹線道路においても空き缶等の投げ捨てが見受けられることから、定期的な巡回回収、看板設置、各種啓発活動等を行う必要がある。

また、市民の公共空間である道路、公園、河川等の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民等との協働によるまちづくりを促進する必要がある。

その他、八幡、松山及び平田の各地域におけるし尿の収集運搬は、許可業者及び委託業者により行われているが、酒田地区広域行政組合のし尿処理施設に運搬するまではし尿貯留槽に貯留されている。八幡し尿貯留槽（21.6 m³×2基）については昭和40年3月、平田し尿貯留槽（70.68 m³）については昭和42年、松山し尿貯留槽（57.7 m³）については昭和48年8月に供用開始しているが、いずれも老朽化が進んでおり今後のあり方を検討する必要がある。

加えて、近年は、クマやイノシシなどの野生鳥獣がエサを求めて活動するうちに人里まで侵入し、市内各所で多数目撃される状況となっている。人身被害を防止するためには、いち早く出没情報を入手伝達し、近隣住民の警戒意識を高める必要がある。

④ 火葬場

八幡地域ではこれまで火葬炉2基を要する八幡斎場を運用してきたが、竣工より30年が経過し老朽化により令和3年3月に施設を廃止した。速やかに除却する必要がある。

⑤ 消防施設

広域消防救急体制が発足して以来、地域消防団活動と併せて、消防体制は大幅に改善されており、装備も年々近代化が図られてきた。今後も、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、防火貯水槽や消火栓の計画的な整備を図るとともに、常備消防の消防救急自動車、地域消防団（非常備消防）の自動車、小型動力ポンプ、消防機具庫等についても、老朽化したものから順次更新を図る必要がある。

⑥ 防災対策

市民が安全に避難し命を繋ぐ体制を構築するため、避難所への計画的な備蓄食料・飲料水の配置・更新、LPガス発電機の計画的配備を進める必要がある。

一方で、強い台風や豪雨などの自然災害が頻発する中、高齢者等の逃げ遅れが大きな課題となっている。避難所に避難することへの不安を解消するため、高齢者をはじめとする要配慮者のホテル・旅館への自主避難、早期避難を促進する必要がある。

⑦ 防犯対策

八幡、松山及び平田の各地域合計で、2,900基程度の防犯灯が整備済みである。平成28・29年度の2か年で、全ての蛍光灯防犯灯を、省エネで長寿命、二酸化炭素排出量が少ない環境にやさしく故障も少ないLED照明に交換したことで、維持管理費は減少した。今後は、地域住民の安全・安心を確保するため、老朽化した装飾灯の撤去や木柱・ポールの更新などの修繕を含め、効率的な維持管理を行う必要がある。

⑧ 空き家対策

近年、都市部への人口流出などにより空き家の数が増加している。この中には、管理者が遠方に居住しているなどの理由で適正に管理されず、周辺へ悪影響を及ぼすものもあり、今後も空き家問題は一層深刻化することが懸念されている。こうした問題に有効かつ効率的に対策を実施するためには、行政だけではなく、空き家等の所有者、地域の自治会組織、不動産や法務関係の団体等との連携を図り、協力体制を構築し、官民一体となった取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

① 水道施設

- ・大台野飲雑用水供給施設の老朽劣化の著しい箇所や漏水の恐れが高い箇所を計画的かつ早期の更新を実施する。
- ・大台野飲雑用水供給施設と隣接する観光施設に給水する専用水道の将来的な統合を検討する。

② 下水道施設

- ・合併処理浄化槽の整備を図る。

③ 廃棄物処理・環境美化・野生鳥獣対策

- ・衛生組織連合会と連携し、環境保全や廃棄物の資源化及びごみの減量化に向けた啓発を行う。
- ・活動に必要な物品等の支給・貸与により、地域住民による地域美化活動を支援する。
- ・し尿中継槽については、酒田地区広域行政組合のし尿処理施設整備の方向性に沿って整備計画を作成し、その計画に基づき整備を進める。
- ・クマやイノシシ等の野生鳥獣による市民の人身被害を防止するため、デジタル技術を活用した市民による目撃情報通報システム等の導入を検討する。

④ 火葬場

- ・令和3年3月に廃止した旧八幡斎場について、建物のアスベスト含有調査、火葬炉設備のダイオキシン類等の含有調査を経て、解体工事を行う。

⑤ 消防施設

- ・更新時期を迎えた常備消防の消防自動車、救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するとともに、消防団員の減少及び高齢化に対応するため小型動力ポンプの軽積載車化を推進するなど消防施設の充実を図る。また、組織再編に向けた検討を行いながら活性化を推進する。

⑥ 防災対策

- ・避難所への備蓄食料・飲料水の計画的な配置・更新、LPガス発電機の計画的配備を進める。
- ・高齢者をはじめとする要配慮者のホテル・旅館への自主避難、早期避難を促進するため、移動費・宿泊費に対して支援する。

⑦ 防犯対策

- ・防犯灯の効率的な維持管理を行う。

⑧ 空き家対策

- ・所有者等に対する空き家等の適正管理に向けた周知・啓発を行う。
- ・自治会空き家見守り隊と連携した空き家等の把握と、所有者等との連絡調整を図る。
- ・空き家等の管理不全により改善が必要と認められる場合は、所有者等に対して適正な管理の依頼・助言・指導等を行い、所有者等自らによる改善を促す。
- ・空き家等の管理不全により、人の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合においては、その危害の予防や損害の拡大を防ぐために、やむを得ないときは応急措置を実施する。

【「生活環境の整備」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
管理不全な空き家の件数	86件	100件	増加（発生）の抑制

（3）計画

本計画において、「生活環境の整備」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防救急自動車等整備事業	酒田市	全地域
		小型動力ポンプ整備事業	酒田市	全地域
		小型動力ポンプ付軽積載車整備事業	酒田市	全地域
		消防団指揮車整備事業	酒田市	全地域
		資機材搬送車整備事業	酒田市	全地域
		消防機具庫整備事業	酒田市	全地域
		防火貯水槽整備事業	酒田市	全地域
		消火栓整備事業	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 (環境)	環境美化推進事業 道路沿道や公共施設への花の植栽 活動等を行うもの。 【事業の必要性】 地域の美化活動を通じたコミュニ ティの維持、活性化に必要である。 【事業の効果】 住環境の美化意識を醸成するとと もに、ボランティア活動を通じた住 民のまちづくり意識の向上につな がり、将来に渡るコミュニティの維持 に資する。	酒田市	全地域
	(防災・防犯)	防災対策強化事業 各避難所に備蓄してある食料や飲 料水の計画的な入替えや、停電時に 電源を供給するためのLPガス発電 機の計画的配備を進めるもの。 【事業の必要性】 災害時における避難市民の生活環 境を確保することは、市民の命を守 るために必要性は高い。 【事業の効果】 市民の命を守ることが、何より地 域の将来につながる。	酒田市	全地域
		防犯灯整備事業 防犯灯の適正で効率的な管理を行 うもの。 【事業の必要性】 市民生活に身近な防犯灯は、市民 の安全・安心な暮らしの確保に必要 である。 【事業の効果】 防犯灯の適正な管理は、市民等の 安全な生活環境を確保することで、 将来に渡る定住者の確保につな がる。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(その他)	旧八幡斎場除却事業 老朽化により廃止された斎場の解体・撤去を行うもの。 【事業の必要性】 老朽化により使用されなくなったものであり、施設の性格上、速やかに撤去する必要がある。 【事業の効果】 多額の経費を要する除却が進むことで、地域の衛生環境が確保され、将来に渡る定住者の確保につながる。	酒田市	八幡地域
		空き家等総合対策事業 管理不全な空き家等の適正管理に向けた助言等を行い、やむを得ないときは応急措置を実施するもの。 【事業の必要性】 人口減少、過疎化等により、空き家は増加し、管理不全な空き家の問題も顕在化しており、適正管理に向けた取り組みが必要である。 【事業の効果】 市民等の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険を除去し、市民等の安全な生活環境を確保することで、将来に渡る定住者の確保につながる。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進していく。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

生活排水処理施設／施設の維持管理や浸水・地震等への対策などの課題に対応した中長期計画を策定し、計画的な点検・調査を行いながら、修繕・改築を進める。

防火水槽／災害発生時の消防水利の確保のため、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進める。



6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

八幡、松山及び平田の保育園は、出生数の減少等による統合が進み、現在各地域1園体制で運営している(八幡保育園[定数140人]、松山保育園[定数120人]、平田保育園[定数150人])。

園児の健やかで安全な保育のため、統合から一定程度経過し、老朽化が著しい保育園の改修を行う必要がある。また、児童の健全育成と保護者の就労支援を図るため、放課後の保育が必要な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する必要がある。

② 高齢者福祉

八幡、松山及び平田の各地域とも高齢化率は高く(八幡37.4%、松山40.6%、平田34.5%「平成27年国勢調査」、高齢者のみの世帯が増加する中で、家庭の介護力が低下し、寝たきり、認知症等の問題が顕在化し、介護福祉サービスに係る需要も増加している。

「酒田市地域福祉計画」や「酒田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりなど、施策を総合的に推進し、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような体制を構築する必要がある。

③ 障がい者福祉

酒田市全域における障がい(児)者は6,470人(令和2年3月現在)で、身体障がい(児)者は減少傾向である一方、知的障がい(児)者、精神障がい(児)者は増加傾向にある。

「酒田市障がい者福祉計画」、「酒田市障がい福祉計画」「酒田市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現に向け、関係団体と連携しながら取り組みを推進する必要がある。

(2) その対策

① 児童福祉

- ・老朽化が著しい保育園を改修するとともに、保育ニーズに対応した保育サービスの提供に努める。
- ・各地域に学童保育所を開設し、放課後の保育が必要な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する。利用児童数の推移等に配慮しながら、適切な環境の保持に努める。

② 高齢者福祉

- ・ 高齢者等を地域が一体となって支える仕組みづくりやその実践をコーディネートできる専門人材と連携し、高齢者等の日常生活を支援する。

③ 障がい者福祉

- ・ 障がい者福祉サービス事業所、施設等関係機関との連携を図りながら、障がい（児）者への福祉サービスの充実に努める。

【「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
学童保育所利用児童数	139 人	135 人	

（3）計画

本計画において、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (保育所)	保育園改修事業	酒田市	全地域
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	放課後児童健全育成事業 学童保育所を開設し、放課後の保育が必要な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するもの。 【事業の必要性】 児童の健全育成と保護者の就労支援を図るため、必要性は高い。 【事業の効果】 保護者の就労を支援し、子育てしやすい環境を整備することで、将来に渡る定住者の確保につながる。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(高齢者福祉)	高齢者等地域生活支援対策事業 地域福祉の推進等に大きな役割を果たしている酒田市社会福祉協議会に対し、高齢者等の生活支援の仕組みづくりなどの活動を行うための補助を行うもの。 【事業の必要性】 高齢者等の生活支援は、人口減少、少子高齢化が進む地域社会の中で地域が抱える大きな課題の一つであり、取り組みは必要性が高い。 【事業の効果】 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携し取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をつくること、将来に渡る定住者の確保につながる。	団体	全地域 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

保育園／園児数の推移を考慮した統廃合や、民営化を基本に施設の適正化を進める。

子育て支援施設／学童保育所は、小学校の学区改編に併せて配置を見直す。建て替え時には、学校の空き教室など、他の公共施設との複合化を進める。



(このページは余白です)

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、常勤医師及び看護師の継続的な確保や将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保することで、住民が安心して生活できる環境を提供することを目的として、八幡・松山地域の5か所を含めた市立の医療機関を、平成30年4月に地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に移管統合した。今後も、国の医療制度改革や地方の医師不足など医療を取り巻く環境が変化する中で、病院や診療所、介護保険施設などの保健、医療、福祉（介護）の連携を強化していく必要がある。

【移管統合した医療機関】

- （八幡地域）日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所
- （松山地域）松山診療所、地見興屋診療所

(2) その対策

- ・移管統合した診療所については、地域住民にとっての「かかりつけ医」としての役割と、医療と介護のコーディネーターとしての役割を担う診療所として、地域の住民が安心して生活できる環境を提供するため、医師及び看護師の継続的な確保に努めるなど、運営に対し一定の負担を行う。
- ・移管統合した診療所から日本海総合病院へ、入院や高度な検査等を行うための紹介などの連携をスムーズに行うシャトルバスの運行など、高齢者等の交通手段の確保に対し一定の負担を行う。

【「医療の確保」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
移管統合した5つの診療所の開設日数	293日	290日	

(3) 計画

本計画において、「医療の確保」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 （診療所）	地方独立行政法人病院事業運営費負担 事業	団体	八幡地域 松山地域 負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 (その他)	地方独立行政法人病院事業運営費負担 事業 地方独立行政法人へ移管統合した 5つの診療所について、その診療所 運営費を負担するもの。 【事業の必要性】 事業採算性が低い地域であり、住 民の安心できる医療環境の確保のため、診療所を運営するための費用の 一部を市が負担する必要がある。 【事業の効果】 継続して地域医療が提供されるこ とで、将来に渡る定住者の確保につ ながる。	団体	八幡地域 松山地域 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

医療施設／診療所は、地域医療のあり方と合わせて適正配置を検討する。



8 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

学校施設の耐震化は完了したが、施設の老朽化が進んでいるところもある。学校施設は、子どもたちの学びの場、地域住民の生涯学習、生涯スポーツの場であるとともに、災害時の身近な避難所となることから、トイレの洋式化や大規模改修を年次的に進め、学校施設の長寿命化を図る必要がある。

また、少子化による児童生徒の減少と学校の小規模化が進む中、本市では児童生徒の教育の機会均等と維持向上を図るため、学校規模の適正化を進めていく必要がある。学校給食は、平田地域で共同調理方式を採用しているが、学校給食共同調理場の老朽化と学校統合に伴い、抜本的な給食提供方式の見直しが必要となっており、小学校においては自校調理に対応した施設整備を、中学校においては民間事業者からの配食方式に対応した施設整備を行う必要がある。加えて遠距離通学に対応するための児童生徒利用スクールバス等の更新や学校統合により新たに必要となるスクールバスの整備を行う必要がある。

そして、全校に大容量高速無線通信ネットワークと児童生徒1人1台端末を整備し、さらに学習支援ソフトも導入して情報教育環境を充実させた。これらを効果的に活用し、授業や家庭学習において個別最適化された学習を推進し、学力向上につなげる必要がある。

なお、生活科、総合的な学習の時間などを通して、地域におけるボランティア活動や交流活動、自然体験、職場体験などの活動に取り組んできた。引き続き、地域の人々や酒田の自然と関わることで、思いやりの心や自然の営みへの感謝の心、自主性や協調性を養い、自分の育った地域や風習、伝統文化への理解を深めていく。

表8 各地域小・中学校の児童生徒数

小学校名	児童数（人）	
	平成27年5月1日現在	令和2年5月1日現在
一條小学校	89	66
八幡小学校	188	143
地見興屋小学校（平成29年度松山小に統合）	39	112
松山小学校	71	
内郷小学校（平成29年度松山小に統合）	58	
田沢小学校（令和4年度に南平田小に統合予定）	24	21
南平田小学校	288	226

中学校名	生徒数（人）	
	平成27年5月1日現在	令和2年5月1日現在
鳥海八幡中学校	283	234
東部中学校	285	225

出典 | 文部科学省学校基本調査

② 生涯学習

家庭・学校・地域の教育力を生かしながら、市民相互の連携によって「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動やボランティア活動等の公益活動に参加できる生涯学習の環境づくりに努めてきた。長寿化が進み70歳、80歳になっても元気に働き続ける「人生100年時代」が訪れようとしており、今後はいかにポジティブに生きがいを見出していくか求められている。誰もが学習しやすい環境づくりや時代の変化に合わせた情報発信、事業展開が必要である。

③ スポーツ振興

運動を習慣にしている人と、していない人の二極化が見られることから、スポーツや運動に取り組める環境を整備し、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進を目指し、積極的な働きかけを行っていく必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

- ・学校施設、設備の改修、更新を推進し、教育環境の整備を図るとともに、避難所機能の充実を図る。
- ・学校規模の適正化を推進する。
- ・共同調理による給食提供方式から自校調理などへの提供方式の変更等に対応した給食施設の整備を行う。
- ・児童生徒数の減少に伴い、スクールバスを利用する遠距離通学児童生徒が減少した場合は、スクールバス運行路線等の見直しやバスの小型化を図り、効率的な運行に努める。
- ・1人1台端末の年次更新や効果的な学習支援ソフトの選定、教職員の端末等操作講習会を継続して行う。また、教育研修センターから発信される情報教育に関する先進的情報を効果的に学校教育に活用していく。
- ・自然体験学習を通して、生まれ育った酒田の自然を体験し、酒田の自然の素晴らしさを誇りに感じる子どもたちを育成する。

② 生涯学習

- ・SNS等を活用した情報発信など、これまで以上に情報伝達手段の多様化を検討するとともに、生涯学習の活性化へ向け、市主催出前講座の発展等を模索する。
- ・誰もが学習しやすい環境づくりとして、老朽化した集会施設等の改修・修繕を行う。
- ・生涯学習施設「里仁館」では、充実した生涯学習講座が開催され学びの場が提供されていることから、引き続きその運営を支援していく。

- ・地域全体で「地域の子」「社会の子」として子どもたちの健全な育成を図るため、活動の拠点であるコミュニティ振興会と市との一層の情報共有に努め、地域人材の育成と組織の活性化を図り、地域学校協働活動を推進する。

③ スポーツ振興

- ・市民がそれぞれのライフステージに応じて運動に取り組める環境の整備と、関係団体等と連携した指導者養成により、生涯スポーツの推進を図るとともに、運動をしていない人への積極的な働きかけを進める。

【「教育の振興」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値（令和7年度）	備考
「自然体験学習」参加児童満足度	96.0 %（R元）	100 %	※酒田市全体としての目標設定
生涯学習活動を行っている市民の割合	65.5 %（H30）	70.0 %	※酒田市全体としての目標設定
成人の週1回以上のスポーツ実施率	31.0 %（H29）	50.0 %	※酒田市全体としての目標設定

（3）計画

本計画において、「教育の振興」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 （校舎） （屋内運動場） （屋外運動場） （水泳プール） （スクールバス） （給食施設） （その他）	学校施設整備事業	酒田市	全地域	
		学校施設整備事業	酒田市	全地域	
		学校施設整備事業	酒田市	全地域	
		学校施設整備事業	酒田市	全地域	
		スクールバス整備事業	酒田市	全地域	
		平田地区学校給食施設整備事業	酒田市	平田地域	
		G I G Aスクール推進事業	酒田市	全地域	
		(3) 集会施設・ 体育施設等 （集会施設） （体育施設）	生涯学習施設整備事業	酒田市	全地域
			ひらたタウンセンター施設等整備事業	酒田市	平田地域
			体育施設耐震改修事業	酒田市	全地域
		八森自然公園内体育施設整備事業	酒田市	八幡地域	
	平田B & G海洋センター整備事業	酒田市	平田地域		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 (義務教育)	自然体験学習事業 鳥海高原家族旅行村等の本市の自然環境を活用した体験プログラムに取り組むもの。 【事業の必要性】 市内の小学生に地元の自然環境に触れる機会を増やす必要がある。 【事業の効果】 市内の小学生が生まれ育った酒田の自然を体験し、自然の雄大さに触れるとともに、仲間と協力して活動する力の育成を目指すものであり、本市の将来を担う人材の育成に資する。	酒田市	全地域
	(生涯学習)	生涯学習施設「里仁館」運営支援事業 充実した講座を開催し、地域の生涯学習の推進をけん引する里仁館の運営を支援するもの。 【事業の必要性】 地域内外から多くの市民が受講する充実した生涯学習講座が行われていることから、地域の生涯学習の拠点として、必要性が高い。 【事業の効果】 将来の生涯学習を促進する人材の育成につながるとともに、地域外からの受講者も多いことから、地域間の交流にも資する。	団体	松山地域 補助金
		地域の教育力向上事業 地域全体で「地域の子」「社会の子」として子どもたちの健全な育成に資する事業を展開するもの。 【事業の必要性】 子どもたちが地元で愛着を持つ機会を増やす必要がある。 【事業の効果】 地域の世代間交流を図ることで、コミュニティの維持、地域の活性化につながるとともに、地域の将来を担う人材の育成に資する。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(スポーツ)	生涯スポーツ振興事業 地域のスポーツを推進するため、 各種大会や教室を開催するもの。 【事業の必要性】 高齢化の進む地域住民の健康増進 と、地域の世代間交流に必要であ る。 【事業の効果】 地域住民の健康増進と地域の交流 が図られることで、運動習慣の二極 化の改善につながるとともに、地域 スポーツの活性化と交流人口の拡大、 将来を担う地域リーダーの育成 に資する。	酒田市	全地域
		体育施設管理事業 安全で快適なスポーツの場の提供 により、スポーツに親しむ市民の拡大 を図るため、松山・平田スキー場 をはじめとする体育施設の適切な管理 を行うもの。 【事業の必要性】 運動不足になりがちな冬期間をは じめ、いつでも安全で快適なスポー ツが楽しめる環境を整える必要があ る。 【事業の効果】 スポーツを通じた交流促進が図られ、 地域の活性化につながるとともに、 地域スポーツの将来を担う人材 の育成に資する。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

小学校・中学校／「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校作りに向けて～」の考え方を参考にして、学校規模に関する基本方針に基づき、学校規模の適正化を進める。空き教室は、他の施設に転用するなど、有効

活用を図る。

生涯学習施設／民間サービスの状況も踏まえ、施設の適正配置を進める。利用状況、周辺の集会施設を考慮し、統廃合、複合化を進める。

スポーツ・レクリエーション施設／利用状況や施設の特性、類似施設の近接状況を考慮しながら、市域全体で施設の集約および適正配置を進める。



9 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 地域コミュニティの振興・集落整備

八幡、松山及び平田の各地域は、八幡地域 49 集落（平野部 24、中山間部 25）、松山地域 42 集落（平野部 42）、平田地域 39 集落（平野部 14、中山間部 25）の自治組織（自治会）で構成され、各自治会では、ごみステーションの管理や自主防災の取り組み、要援護者や空き家等の見守り活動など、地域住民の身近な日常生活に関する活動を行っている。平成 22 年度に、市町合併前の区長制度に代わり自治会に対する支援制度が取り入れられた。地域の自立と自治活動の振興を図るため、地区集会施設の整備について、引き続き支援する必要がある。

また、各地域では平成 19 年から 21 年にかけて、地域住民相互の理解と連帯感をより深め、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、行政の一組織である公民館から、住民自治の拠点としてのコミュニティセンターに衣替えする形で、住民自治組織であるコミュニティ振興会が誕生した。コミュニティセンターをコミュニティ振興会の住民自治の拠点と位置付け、住民主体の地域活動の活性化を支援しているが、引き続きコミュニティ振興会と連携し、適切な管理運営を行っていく必要がある。一方で、コミュニティセンターの老朽化により、施設・設備の故障等の不都合が発生していることから、施設の修繕や設備の更新を行う必要があるとともに、近隣の遊休公共施設を活用した改修移転に取り組む必要がある。あわせて役割を終えたコミュニティ施設を、時機を逸することなく除却する必要がある。

加えて、各種補助金等によりコミュニティ振興会の活動を支援してきたが、平成 28 年度に、地域が育んできた力を生かし、地域に合った取り組みを地域コミュニティ自らが自由に選択し実行できる交付金制度（ひとづくり・まちづくり総合交付金）を創設し、より柔軟に地域活動を行うことができるようになった。これまでも、地域住民自らが主体となり地域のありたい姿を話し合い、地域の課題解決や資源の魅力化などに向けた地域計画（ビジョン）の策定・実践や、地域の将来を担う人材育成、集落支援員の配置に取り組む地域に対し加算を設けるなど、制度の見直しを行ってきたが、今後も適宜制度の見直しを行い、コミュニティ振興会の活動を支援する必要がある。

さらに、人口減少、少子高齢化の進行、特に地域の若年層の減少は、集落の維持に支障をきたしている地区の増加をもたらしている。里山や山村集落などが持つ地域特有の豊かな資源を生かした交流の展開と、空き家利活用などの住居の確保により、定住と移住受け入れを促進する必要がある。

表9 コミュニティ振興会と自治会

地域	コミュニティ振興会	構成集落（自治会）
八幡地域	観音寺コミュニティ振興会	常禅寺、前山、山根、荒町一区、荒町二区、観音寺一区、観音寺二区、栄町、小泉一区、小泉二区、大久保、塚淵、芹田、北仁田
	一條コミュニティ振興会	市条一区、市条二区、市条三区、荒瀬区、法連寺、小平、大島田、岡島田、前川、平沢、寺田
	大沢コミュニティ振興会	山添、後口山、大平沢、脇、双葉、二タ子、若神子、内郷、三保六、曙、南ノ前田、青沢
	日向コミュニティ振興会	橋本、福山、新出、赤剥、泥沢、升田区、上草津、下草津、上黒川、下黒川、大台野、湯ノ台
松山地域	南部コミュニティ振興会	柏谷沢、荒興野、成沢、上大川渡、下大川渡、地見興屋、下新田、白ヶ沢、大沼新田
	山寺コミュニティ振興会	川先、横町、中ノ丁、山寺仲町、上荒町、下荒町
	松嶺コミュニティ振興会	南新屋敷、元新屋敷、南町、仲町、内町、新屋敷、北町、荒町、本町、肴町、新町、片町南、片町北、上竹田
	内郷コミュニティ振興会	土淵、上茗ヶ沢、上餅山、上北目、中北目、小見、下餅山、下茗ヶ沢、引地、竹田、中牧田、相沢、石名坂
平田地域	田沢コミュニティ振興会	西坂本、小林・山元、田沢新田、楯山、小女房、南田沢、元田沢
	東陽コミュニティ振興会	円能寺、沖、進藤、中里、笹山、備畑、海ヶ沢、鹿島、丸山、道屋敷、吉ヶ沢、本宮、中村、円道
	郡鏡・山谷コミュニティ振興会	山谷、山谷新田、新山、山楯、中野目、郡山、桜林、桜林興野、石橋、天神堂、泉興野、堀野内、三之宮
	南平田コミュニティ振興会	楢橋、飛鳥
	砂越・砂越緑町コミュニティ振興会	砂越、砂越緑町

② 集落のネットワークの形成

本市では、平成17年11月の市町合併以来、総合支所（市町合併前の町）単位での地域振興について地域協議会において話し合いを続けてきた。人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ合わせ、人やモノ、サービスの循環を図り、中心地域と周辺地域のそれぞれの地域資源を生かした持続可能な地域づくりを進める必要がある。

(2) その対策

① 地域コミュニティの振興・集落整備

- ・自治会が行う自治会集会施設の整備に対して支援する。
- ・引き続き、住民自治の拠点としてのコミュニティセンターをコミュニティ振興会と連携し、適切な管理運営を行っていく。
- ・コミュニティセンターの老朽化に伴う施設・設備の修繕・更新を適切に行う。
- ・地域住民の理解を得ながら、近隣の遊休公共施設を活用した改修移転によるコミュニティセンターの整備に取り組む。
- ・老朽化による改築や移転等により役割を終えたコミュニティ施設を、時機を逸することなく除却する。
- ・ひとづくり・まちづくり総合交付金により、各地域の住民主体の活動を支援する。
- ・地域住民自らが課題解決の当事者となる仕組みとして、住民の話し合いを通じた地域計画（ビジョン）の策定・実践や、地域の将来を担う人材育成に支援する。あわせて、地域の実情に応じた取り組みのコーディネートや実践を推進する人材として、集落支援員の配置に対し支援する。
- ・空き家等情報サイトの運営など、市及び民間団体で組織する「空き家等ネットワーク協議会」と連携し空き家等の利活用を図る。集落への移住・定住を促進するため、移住者と空き家のマッチングに取り組んでいく。

② 集落のネットワーク形成

- ・集落のネットワークの形成に向けた基礎的な取り組みとして、引き続き、総合支所（市町合併前の町）単位での地域振興についての話し合いや地域住民の交流機会の創出に努める。

【「集落の整備」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
地域計画策定の取り組み地区数	—	3 地区	※計画期間内の累計

(3) 計画

本計画において、「集落の整備」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	自治会集会施設整備支援事業	団体	全地域 補助金
		コミュニティセンター整備事業	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 (集落整備)	<p>自治会集会施設整備支援事業</p> <p>地域住民の身近な日常生活に関する活動を行っている自治会の活動拠点となる集会施設の修繕等を支援するもの。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域住民の身近な活動拠点である集会施設の修繕等を支援していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民の身近な活動拠点である集会施設が維持され日常生活に関する活動が継続されることで、最も基礎的な住民自治組織である自治会が将来に渡り維持されることにつながる。</p>	団体	全地域 補助金
		<p>コミュニティ振興事業</p> <p>コミュニティ振興会の主体的な活動を支援する交付金に、地域住民が自ら地域のありたい姿について話し合う地域計画策定にかかる経費分と、地域活動の一翼を担う集落支援員にかかる経費分を加算するもの。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域住民の地域づくりに対する我が事化を引き出し、地域活動を実践する人材が必要である。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>地域住民の地域づくりに対する我が事化と、地域の将来を担う人材となり得る集落支援員の配置は、将来にわたる地域コミュニティの維持につながる。</p>	団体	全地域 交付金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>コミュニティセンター管理運営事業 地域住民活動の拠点となるコミュニティセンターを適正に維持管理するもの。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民主体の地域活動を促進するためには、その拠点となるコミュニティセンターは不可欠である。</p> <p>【事業の効果】 コミュニティセンターを適切に維持管理し、地域住民活動の拠点として提供することで、コミュニティ活動が活性化し、将来にわたる地域コミュニティの維持につながる。</p>	酒田市	全地域
		<p>コミュニティセンター等除却事業 老朽化により廃止された旧コミュニティセンター等を除却し、地域住民の安全・安心を確保するとともに、跡地の有効活用が可能な状態とするもの。</p> <p>【事業の必要性】 老朽化した建物等をそのまま放置することで近隣住民へ危険を生ずる恐れがある。</p> <p>【事業の効果】 危険個所が解消されることで住民に安心感を与えるとともに、跡地の有効活用が期待され、地域の活性化と将来に渡る定住者の確保につながる。</p>	酒田市	全地域
		<p>空き家等利活用促進事業 利活用が可能でも地理的に条件が不利なため活用が進まない空き家等について、その利活用を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】 空き家等の放置により管理不全空き家等の増加につながるため、取り組みの必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】 空き家等の利活用と管理不全空き家等の抑制に資するとともに、移住者の増加により、地域の活性化と将来に渡る定住促進につながる。</p>	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		地域振興事業 地域協議会の運営や文化祭の開催など、総合支所単位での地域振興やネットワーク形成を推進するもの。 【事業の必要性】 集落単位、コミュニティ振興会単位では解決できない課題や総合支所地域での広域的な取り組みを推進する機能として、必要性は高い。 【事業の効果】 集落やコミュニティ振興会単位または市全域のどちらの単位でも、現状認識や課題解決手法が適さない事例は少なくない。将来に渡り住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な地域振興策の検討に資する。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】(一部)

集会施設／各施設の状態を考慮しながら、統廃合や、他の公共施設との複合化を進める。

コミュニティ施設／地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設であるため、現有施設の継続活用を基本とする。必要に応じて複合化等を検討する。



10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は、自然の風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すものであり、現代の文化の礎となるものである。また、文化財や伝統芸能等の地域資源を理解し愛着を持つことは、地域住民の誇りを醸成し定住につながるとともに、交流人口の増加や移住の促進につながるなど地域の活性化にも資するものである。本市の重要な地域資源である松山城大手門等の有形文化財並びに民俗芸能等の保存継承にも配慮しながら、有効活用を図っていく必要がある。

残存する県内唯一の城郭建築である「松山城大手門」、哲学者阿部次郎の生家である「阿部記念館」、市内で一番古い木造建築といわれている「旧阿部家」等の文化財を後世に伝えるため、現況調査と耐震診断調査を行うとともに、修復が必要な場合は調査結果に基づき計画的に行う必要がある。

また、本市は、民俗芸能の宝庫とも言われるほど、新山延年舞、松山能、青沢獅子踊りなど各地区に独自の民俗芸能が伝承されており、地域に根ざした民俗芸能団体が、地域の祭事や行事等で演じてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた地域の民俗芸能の開催中止が、団体のモチベーションの低下、急速な後継者不足を招き、団体は存続の危機に見舞われている。各団体の課題を抽出し、各団体と一緒に課題を解決していくことにより保存伝承を図っていく必要がある。

さらに、地域の文化資源には文化財の他にも、八幡地域には山岳写真家の白籬史朗氏、松山地域には美人画の佐藤公紀氏、平田地域には彫刻家の石黒光二氏、水彩画のあべとしゆき氏らの優れた芸術作品がある。それらの作品をその地域だけではなく、三地域で連携・活用していくことにより地域住民の芸術文化活動の促進を図っていく。

表10 国・県・市指定の文化財（建造物、工芸技術、無形民俗、史跡、名勝、天然記念物を抜粋）

国指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	堂の前遺跡	昭和54年10月23日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	名勝	總光寺庭園	平成8年3月29日	松山地域

県指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
有形	建造物	庄内松山城大手門	昭和 45 年 2 月 4 日	松山地域
民俗	無形民俗	松山能	昭和 55 年 5 月 12 日	松山地域
民俗	無形民俗	新山延年	昭和 55 年 5 月 12 日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	経ヶ倉山経塚	昭和 37 年 1 月 12 日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	鶴間ヶ池のモリアオガエル 繁殖地	昭和 37 年 1 月 22 日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	總光寺参道のキノコスギ	昭和 31 年 9 月 2 日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	土渕のユズ	昭和 27 年 4 月 1 日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	山楯の大ケヤキ	昭和 31 年 5 月 11 日	平田地域

市指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
有形	建造物	總光寺山門	昭和 62 年 1 月 21 日	松山地域
有形	建造物	阿部喜助家住宅	昭和 59 年 9 月 4 日	平田地域
無形	工芸技術	松山藩荻野流砲術	平成 15 年 11 月 18 日	松山地域
民俗	無形民俗	青沢獅子踊り	昭和 48 年 5 月 28 日	八幡地域
民俗	無形民俗	福山神楽	昭和 48 年 5 月 28 日	八幡地域
民俗	無形民俗	中北目神楽	昭和 50 年 4 月 14 日	松山地域
民俗	無形民俗	中山神社祭典武者行列	昭和 61 年 1 月 21 日	松山地域
民俗	無形民俗	飛鳥湯立神楽	昭和 56 年 11 月 26 日	平田地域
民俗	無形民俗	坂本獅子踊	昭和 58 年 2 月 24 日	平田地域
民俗	無形民俗	鹿島獅子踊	昭和 58 年 2 月 24 日	平田地域
民俗	無形民俗	桜林獅子踊	昭和 58 年 2 月 24 日	平田地域
民俗	無形民俗	檜橋神代神楽	昭和 59 年 2 月 29 日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	八森遺跡	平成元年 7 月 24 日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	観音寺城跡	平成元年 7 月 24 日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	松山城本丸の土手	昭和 56 年 4 月 10 日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	松山藩酒井家御廟所	平成 15 年 1 月 7 日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	飛鳥一里塚	昭和 56 年 11 月 26 日	平田地域

(2) その対策

- ・有形文化財並びに民俗芸能等の保存継承を図るとともに、地域活性化に資するよう有効活用を図っていく。

- ・地域に古くから伝承されてきた民俗芸能の保存と継承を図るため、民俗芸能団体に対する支援を継続する。
- ・豊かな感性を育むため、住民の芸術文化活動を促進する。

【「地域文化の振興等」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値（令和7年度）	備考
文化資源について誇りを持っている市民の割合	66.3 %（H29年度）	79 %	※酒田市全体としての目標設定
民俗芸能団体数	11 団体（R2年度）	減少を抑制する	

（3）計画

本計画において、「地域文化の振興等」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	松山城大手門修復事業	酒田市	松山地域
		阿部記念館修復事業	酒田市	松山地域
		旧阿部家修復事業	酒田市	平田地域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業 民俗芸能の保存活動への支援を行うもの。 【事業の必要性】 民俗芸能団体の保存伝承への課題を抽出し、各団体と一緒に課題を解決していくために必要である。 【事業の効果】 本市の貴重な民俗芸能を、将来世代に保存伝承することができる。	酒田市	全地域

（4）公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

博物館等／利用状況、施設の特長、歴史的価値を考慮しながら、継続活用または、ほかの公共施設との複合化、統廃合等を検討する。



(このページは余白です)

1 1 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

山形県は、令和3年3月に定めた「山形県エネルギー戦略 後期エネルギー政策推進プログラム」の「政策展開の視点及び施策の展開」において、視点の一つとして、「地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大と利用の促進」を掲げている。

その中では、「近年、大雨や異常高温の頻度が高まり、災害が頻発・激甚化していることから、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、全国各地で気候変動の影響が顕著になっており、さらに今後、長期にわたり拡大することが懸念されている。また、山形県は令和2年8月に『ゼロカーボンやまがた2050』を宣言した。ゼロカーボン社会の実現のためには、CO₂を排出しないエネルギーを主力に据える必要があり、中でも再生可能エネルギーを中心とすべきである」としている。

本市においても、二酸化炭素の過剰排出による地球温暖化の防止は、一人ひとりの市民生活に関わる最優先課題の一つであり、地域から排出される二酸化炭素の削減に取り組む必要がある。

日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく、環境に配慮した選択は家計や健康、ライフスタイルにもよい影響を与えるという認識を広めるとともに、再生可能エネルギーの普及推進に努める必要がある。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーの開発と利用を推進する対象エリアとしては、景観等に配慮し中山間地域での風力発電事業の建設は好ましくないとしている。住民の理解を得ながら進められる再生可能エネルギーの展開等を推進する。
- ・地球温暖化のもたらす影響について情報の収集や対策、先進事例等の調査・研究を検討する。



(このページは余白です)

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

山形・秋田の両県にまたがる鳥海山は、日本海に裾野を洗われる成層火山で、その秀麗な姿は出羽富士、秋田富士とも称され、日本百名山として広く知られている。日本海に接して冬の季節風をまともに受けるため積雪量も多く、盛夏でも残雪が豊富で、古くから山岳信仰の対象として地元の方々によって大切に守り継がれている。

鳥海山系をテリトリーとするイヌワシが生息する八幡地域では、市町合併前から「イヌワシ」を町の鳥として制定し、地元をあげた熱心な保護活動が行われてきた。平成12年9月には、イヌワシをはじめとする希少な猛禽類を対象に調査研究、保護推進、普及啓発を行う拠点として猛禽類保護センターが設置され、猛禽類の生態やそれを取り巻く自然環境の重要性などを学ぶことができる展示室が設けられている。これらの保護活動は現在、本市、山形県、環境省から構成される「猛禽類保護センター活用協議会」に引き継がれており、イヌワシは合併後の本市の鳥にも制定されている。

今後も猛禽類保護センター活用協議会に参画し、自然（鳥獣）保護に関する普及啓発を継続する必要がある。

(2) その対策

- ・猛禽類保護センター活用協議会の運営に参加し、自然（鳥獣）保護に関する事務・普及啓発を行うことで、環境教育と地域間交流を促進する。

【「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和7年度）	備考
猛禽類保護センター 利用人数	6,007 人	7,000 人	

(3) 計画

本計画において、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業 (自然環境の保全)	猛禽類保護センター利活用事業 猛禽類保護センター活用協議会の 運営参加、自然（鳥獣）保護に関 する事務・普及啓発を行う。 【事業の必要性】 本市の貴重な自然環境の宝の一つ であり絶滅が危惧されるイヌワシを はじめとする猛禽類の生態環境を観 察し、市民の自然に対する意識向上 を図る必要がある。 【事業の効果】 当該施設の市民や観光客の利用に より、環境教育と地域間交流が促進 されるとともに、将来世代に貴重な 自然環境を引き継ぐことができる。	酒田市	八幡地域

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

その他行政財産／継続活用を基本とし、インフラ施設の更新計画等にあわせて管理、更新等を行う。



1 3 過疎地域持続的発展特別事業に関する事項

本計画における過疎地域持続的発展特別事業の事業計画は次のとおりである（分野別に定めた事業計画の再掲）。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住) (地域間交流)	移住交流推進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 過疎地域への移住・定住を促進する動機付けとして必要性は高く、少子高齢化の進む過疎地域の将来的な振興策として、施策効果は高い。
	地域おこし協力隊活動支援事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域おこし協力隊の本市定住率は高く、将来活躍人材として過疎地域活性化への効果は高い。
	青少年交流事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 互いの地域の自然・歴史・文化等にふれあい、学ぶことで、相互理解や郷土愛を育むことができ、将来人材の育成と関係人口づくりに資する。
	地域活性化・交流促進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域の交流・関係人口の拡大と経済効果への波及、地域活動の担い手の確保や育成により、将来にわたる地域の活力を維持することにつながる。
(人材育成)	コミュニティ振興事業	団体	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域の将来を担う人材の育成は、将来にわたる地域コミュニティの維持につながる。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備 (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 (環境) (防災・防犯) (その他)	環境美化推進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 住環境の美化意識を醸成する とともに、ボランティア活動 を通じた住民のまちづくり意識の 向上につながり、将来に渡るコ ミュニティの維持に資する。
	防災対策強化事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 災害時の避難環境を整え、住 民の早期避難を促し、市民の命 を守ることが、何より地域の将 来につながる。
	防犯灯整備事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 防犯灯の適正な管理は、市民 等の安全な生活環境を確保する ことで、将来に渡る定住者の確 保につながる。
	旧八幡斎場除却事業	酒田市	八幡地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 多額の経費を要する除却が進 むことで、地域の衛生環境が確 保され、将来に渡る定住者の確 保につながる。
	空き家等総合対策事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 市民等の生命、身体、財産等に 重大な損害を及ぼす危険を除去 し、市民等の安全な生活環境を 確保することで、将来に渡る定 住者の確保につながる。
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進 (8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	放課後児童健全育成事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 保護者の就労を支援し、子育 てしやすい環境を整備すること で、将来に渡る定住者の確保に つながる。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
(高齢者福祉)	高齢者等地域生活支援対策事業	団体	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携し取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をつくるのが、将来に渡る定住者の確保につながる。
7 医療の確保 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	地方独立行政法人病院事業 運営費負担事業	団体	八幡地域・松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 事業採算性が低い地域でも、住民の安心できる医療環境が継続して提供されることで、将来に渡る定住者の確保につながる。
8 教育の振興 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	自然体験学習事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 市内の小学生が生まれ育った酒田の自然を体験し、自然の雄大さに触れるとともに、仲間と協力して活動する力の育成を目指すものであり、本市の将来を担う人材の育成に資する。
(生涯学習)	生涯学習施設「里仁館」 運営支援事業	団体	松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 将来の生涯学習を促進する人材の育成につながるのと同時に、地域外からの受講者も多いことから、地域間の交流にも資する。
(スポーツ)	地域の教育力向上事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域の世代間交流を図ることで、コミュニティの維持、地域の活性化につながるのと同時に、地域の将来を担う人材の育成に資する。
	生涯スポーツ振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の健康増進と地域の交流が図られることで、運動習慣の二極化の改善につながるのと同時に、地域スポーツの活性化と交流人口の拡大、将来を担う地域リーダーの育成に資する。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
	体育施設管理事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 スポーツを通じた交流促進が 図られ、地域の活性化につな がるとともに、地域スポーツの 将来を担う人材の育成に資す る。
9 集落の整備 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	自治会集会施設整備支援事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の身近な活動拠点で ある集会施設が維持され日常 生活に関する活動が継続され ることで、最も基礎的な住民 自治組織である自治会が将来 に渡り維持されることにつな がる。
	コミュニティ振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の地域づくりに対す る我が事化と、地域の将来を 担う人材となり得る集落支援 員の配置は、将来にわたる地 域コミュニティの維持につな がる。
	コミュニティセンター管理運営 事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 コミュニティセンターを適切 に維持管理し、地域住民活動 の拠点として提供することで 、コミュニティ活動が活性化 し、将来にわたる地域コミュニ ティの維持につながる。
	コミュニティセンター等除却 事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 危険個所が解消されることで 住民に安心感を与えるととも に、跡地の有効活用が期待さ れ、地域の活性化と将来に渡 る定住者の確保につながる。
	空き家等利活用促進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 空き家等の利活用と管理不全 空き家等の抑制に資するとと もに、移住者の増加により、 地域の活性化と将来に渡る 定住促進につながる。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
	地域振興事業	酒田市	<p>全地域</p> <p>【事業効果が将来に及ぶ理由】</p> <p>集落やコミュニティ振興会単位または市全域のどちらでの単位でも、現状認識や課題解決手法が適さない事柄は少なくない。将来に渡り住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な地域振興策の検討に資する。</p>
<p>10 地域文化の振興施設等</p> <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)</p>	<p>未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業</p>	酒田市	<p>全地域</p> <p>【事業効果が将来に及ぶ理由】</p> <p>民俗芸能団体の保存伝承への課題を抽出し、各団体と一緒に課題を解決していくことで、本市の貴重な民俗芸能を、将来世代に保存伝承することができる。</p>
<p>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>(1) 過疎地域持続的発展特別事業 (自然環境の保全)</p>	<p>猛禽類保護センター利活用事業</p>	酒田市	<p>八幡地域</p> <p>【事業効果が将来に及ぶ理由】</p> <p>当該施設の市民や観光客の利用により、環境教育と地域間交流が促進されるとともに、将来世代に貴重な自然環境を引き継ぐことができる。</p>